

令和7年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

令和7年3月5日(水)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番	中村	勘太郎	君
2番	長岡	千恵子	君
3番	川崎	直文	君
5番	清水	紀人	君
6番	金元	直栄	君
7番	森山	充	君
8番	清水	憲一	君
9番	滝波	登喜男	君
10番	齋藤	則男	君
11番	上田	誠	君
12番	松川	正樹	君
13番	楠	圭介	君
14番	酒井	圭治	君

4 欠席議員(1名)

4番 朝井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永 充 君
副 町	長	北川 善 一 君

教	育	長	竹	内	康	高	君	
消	防	長	宮	川	昌	士	君	
総	務	課	多	田	和	憲	君	
契	約	管	朝	日	清	智	君	
総	合	政	清	水	智	昭	君	
え	い	住	深	水	正	康	君	
建	設	課	竹	澤	隆	一	君	
農	林	課	島	田	通	正	君	
防	災	安	吉	田		仁	君	
商	工	観	江	守	直	美	君	
上	下	水	勝	見	博	隆	君	
福	祉	保	高	嶋		晃	君	
住	民	税	吉	川	貞	夫	君	
学	校	教	山	口	健	二	君	
生	涯	学	吉	田	正	幸	君	
子	育	て	池	端	時	枝	君	
会	計	課	波	多	野	清	志	君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	清	水	和	仁	君
書					記	酒	井	春	美	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前9時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましてはお忙しいところご参集いただき、ここに9日目の議事が開会できますことを、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴の心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、11番上田君の質問を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私のほうから今日の本議会に一般質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私は、今回、三つの質問を用意させていただきました。まず一つ目、今年度の主要事業の中に上下水道の大きな方向が示されています。その件についてご質問させていただきます。

昨今のいろんな災害の中から、例えば上水道、下水道において、全国でいろんな課題が出ています。それについてお聞かせいただきたいと思います。

二つ目です。

これは志比北小学校が休校となり、1年経ちました。その中で、子供たちは元気に志比小学校に通っていると思っています。また、いろんなことからお聞きしています。

その中で、旧志比北小学校をどのようにするかということについての進捗状況について、お聞かせいただきたいと思います。

三つ目、これは全国地球規模で脱炭素社会、CO₂の削減ということが叫ばれています。当町でも、今年度の一つの予算として、町の施設のLED化が示され

ています。その件について、その進捗状況についてお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず一つ目です。「上下水道耐震化の進捗は」ということで、お聞かせいただきたいと思います。

町長の所信の中にも、上下水道についてこういう形で予算、または今後の方向が示されておりますし、その中から取り上げるわけでないですが、ご質問させていただきたいと思います。

「上下水道の耐震化の進捗は」ということで、住民の生活に直接直結する、生命の危機が迫るようなインフラとしての上下水道事業は、全国的に設備の管路の老朽化や例えば耐震化が喫緊の課題となっているのは、皆さんご承知と思います。報道の中にもよく出ております。

特に、昨年、正月に発生しました能登半島地震の被害でのインフラ整備の被災、特に広範囲に断水の発生と、復旧までの長期化が大きく課題になっております。もう大体出ていますが、後でもちょっと触れたいと思いますが、その復旧の大きな費用かかること。それから過疎化で遠い距離であることによって、その細分化、そういうのも言われています。そういう課題になります。

また、今年1月下旬に埼玉県八潮市で道路陥没があって、いまだにまだ解決してないってこののですか、続行中ですが、下水道の老築区が起因とする、道路の陥没事故が発生いたしました。これらの教訓に踏まえた対策が求められているというのが、いろんな報道、いろんなところから発信されています。

県でも上水道施設の耐震化を急ぐ重要性を指摘しており、県内全市町に対して耐震化計画の策定、または施工の指導を示しているところであります。その予算についても、県も対応していきたいと語っています。

当町では、令和4年度より進めていた耐震化を含めた更新計画は策定済みと聞いております。県下では7割が策定済みということでもあります。国は国土強靱化基本計画で、2028年度末までに基幹的水道管の耐震適合率を60%にしたいという目標を定めております。県内でも22年度末ですが、水道管路ですが、平均44%が耐震化されているようになっております。また、取水施設は35%、それから貯水施設は25%となっていると報道もされております。

そこで、当町における水道管や急所施設、あそこには止水施設で書いてありましたが、例えばそれは取水の施設や、貯水とか配水の施設ということですが、そういう当町における地区別なところ、またそれについてお聞かせいただきたいと思います。

思います。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） まず、当町における急所施設がどうなっているのかとお答えさせていただきたいと思います。

急所施設とは、取水施設や浄水施設、配水施設など施設機能が失われると水道水の供給が著しく困難となる施設でございます。

本町におきましては、取水施設、浄水施設、配水施設の三つがございます。

まず、取水施設につきまして、お答えさせていただきます。

現在稼働している取水施設としては、松岡地区において松岡の左岸に清流地区に四つの井戸がございます。

次に、松岡右岸において上合月地区に二つの井戸、合計六つの現在稼働している取水施設がございます。永平寺地区には法寺岡地区に二つの井戸、栃原地区に一つの井戸の合計三つの井戸がございます。

その他、志比配水区におきましては永平寺ダムから取水をしており、永平寺地区全体では合計四つの取水施設がございます。

上志比地区におきましては、栗住波地区に一つの井戸、石上地区に一つの井戸がございます、合計二つの取水施設がございます。

以上、永平寺町全体で稼働しております取水施設は、現在 12 施設でございます。

次に、浄水施設につきましてですが、松岡地区には、現在上水道管理センターでもございます、清流地区に松岡左岸送水ポンプ場の 1 施設、永平寺地区におきましては、東古市地区に中央送水ポンプ場、栃原地区に東部送水ポンプ場、志比地区に志比浄水場、上志比地区におきましては栗住波地区に、上志比送水ポンプ場の計 1 施設ございまして、永平寺町全体での浄水施設は合計 5 施設でございます。

次に、配水施設でございますが、松岡地区におきましては、松岡公園周辺に左岸低区配水池及び左岸高区配水池の 2 施設、上吉野地区に上吉野配水池、右岸配水池につきまして、上合月地区に 1 施設の合計 4 施設がございます。

永平寺地区におきましては、山地区、こちら緑の村でございますが、中央配水池、荒谷地区に南部配水池、志比地区に志比配水池、栃原地区に東部配水池の合計 4 施設でございます。

上志比地区におきましては、栗住波地区の上志比配水池、吉峰地区にございます吉峰配水池の合計 2 施設がございます、以上、永平寺町全体での配水施設は 10 施設でございます。

以上、急所施設全体におきましては、２７施設でございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○１１番（上田 誠君） 今聞き返しありがとうございます。

私結構あるなと思ったのですが、私も知らないところまであって結構大きな施設がたくさんあるなとお知らせいただき、ありがとうございます。

この施設が大きな地震が起きたときに、どういう形なのかということでの耐震適合というのが言われています。耐震適合がされている施設、または今後は考えないかも含めて、その状況についてお聞かせできればと思います。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） お答えさせていただきます。

まず取水施設でございますが、現在稼働しております取水施設１２施設のうち、本町におきましては１１施設が井戸でございます。

一般的に井戸は地面に対して垂直に掘削し、内壁となる管を挿入している構造のため、地盤と一体化して揺れ、地震の影響を受けにくいとされております。

また、詳細な耐震診断の手法や、耐震化の工法が技術的にまだ確立されていない部分もあるため、現在、井戸につきましては、耐震診断は行っておりません。

今後、国の技術的指針の動向を注視していくとともに、継続して老朽化対策も含めた、内部調査や井戸内の清掃を定期的の実施し、機能維持に努めていきたいと考えております。

あと一つ、永平寺ダムの取水につきましては、こちらは県管轄となっておりますが、ダム施設の一部として耐震性を有しております。

次に、浄水施設５施設についてですが、こちらについては、全て耐震適合済みとなっており、耐震化率は１００％でございます。

最後に、配水施設１０施設につきましては、令和７年度耐震性の向上の工事予定の南部配水池や、吉峰配水池を除く８施設が耐震適合済みであります。配水能力から申し上げますと、耐震化率は９６．５％でございます。

吉峰配水池につきましては、今後、耐震診断を行い、耐震補強を行っていくのか、それとも施設の更新であるとか、別の配水方法とするのか、いろいろ熟考しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

耐震施設、井戸はそういう形で基準がまた変わったりすればまたあれですが、お聞かせいただきました。

それから、いろんなところの浄水施設であるとか配水施設のときでも、うちのほうは96.5%、私ある程度してあるとは思っているが、こんなにいっているとは思いません。失礼いたしました。

今ほど吉峰のそれをどうするかを今後検討していくということであります。

それから南のほうは、もうどうだったのですか。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） 南部配水池につきましては、現在の地震動レベルがレベル1、レベル2という、レベル2のほうより大きな地震に耐えられるということでございますが、現在レベル1の地震動への耐震はできている状況でございますが、やはり国はレベル2への耐震を求めていますので、レベル2への向上対策を令和7年度に行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

ありがとうございます。令和7年度に耐震のことを検討しながら対応していくということで、ありがとうございます。

次に、報道にもあったのですが、避難所等の重要施設29施設ということで、特定の中のところにも29施設が示されています。この29施設について、今後そういう耐震化を図りながら、計画を進めるとしております。それについていろんな形での内容について、ご説明いただければ助かります。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） お答えさせていただきます。

重要給水施設というのはまずもって救急病院であるとか、避難所を重要給水施設として、本町では防災計画に基づいて29施設等をしております。その重要給水施設への管路総延長は、本町におきましては2万1,236メートルあり、そのうち耐震化及び耐震適合管の延長は、1,633メートルでございます。実際、耐震化率は7.69%でございます。

そういったことから、本町における重要給水施設の管路は共用から30年以上経過してきた、塩化ビニール管などの管路も存在していることから、耐震管への布設替えを優先的に計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

この説明の中にも、今後そういう形でやっていくということですが、めどとしては大体いつ頃までに設計が終わって、あと予算的な処置も大変必要ですし、これは国のほうでも、それから県のほうでも、それについてはある程度見とかないと、耐震化率は普及しないということで、そういう施策を取ってくると思います。それに併せて町もそれに遅れないように、きちっと設計もしくは調査をしながら対応していくと思うのですが、大体の当町における目安というのはお聞かせいただければ助かります。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） まず、これ、次の問4も含めてっていう形でよろしいですか。

それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年の3月議会における清水紀人議員の一般質問の際にも、一部お答えさせていただいたところでございますが、今議員仰せのとおり、国は当初、南海トラフ地震や首都直下地震などを想定しまして、基幹管路における国全体としての耐震化率を、2028年度までに60%以上とする目標を掲げておりました。しかしながら、現状目標達成が困難な状況でございます。

そうしたことから、今回の能登半島地震を踏まえ、重要度の高い先ほども申し上げましたが、救急病院や避難所などの重要給水施設への管路や、浄水施設並びに配水施設への耐震化を優先的に行う方針として、本町において浄水施設及び配水施設におきましては、非常に高い耐震化率となっていることから、重要給水施設への管路の耐震化を、今後優先的に行っていくため、上水道施設の耐震化更新計画を策定したところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和8年度から順次、詳細設計、令和9年度から令和25年度までの計18年間で、重要給水施設への耐震管への布設替えを計画しており、重要給水施設管路の耐震化を最終的に100%とするよう目標を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

この耐震化率は当町だけでなく、全国的にも初めてそういう動きが出てきたということで、今ほどの計画によりますと、８年から順次それぞれの重要施設のところの詳細設計を起こしながら、９年から２５年ですから１８年、工事の完了が２５年ということです。そういう形でそれぞれ随時やっていくということで安心しています。ぜひともこの耐震化率を進めていっていただきたいと思います。

財政の裏付けもありますが、ただ、ここでよく報道の中に言われているのが、布設替え、これは下水も後にかかってくるのですが、布設替えをすることによって、費用対効果から、利用する料金が上がるのでないかということとか、それから同じようなやり方で、今度は下水道になってくるかと思いますが、ある意味では分散型がいいのでないかっていうことで、今珠洲市のほうでその復旧作業を、分散型、後でも井戸のところも出てきますが、その分散型的な形での管路のやり方、そういうことも視野に入れているという報道もありましたが、そういう点ではどういう見方をさせていただいているのか、当町としてはどう見ているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） 現在、先ほどいろいろ施設数のことも申し上げましたが、これまでも多少広域化といいますか、配水区域を広げた部分はございます。ただ、現在のところは、今後将来今の施設に関しては維持をしながら、災害時も含めた早急な復旧であるとか、平時の安定した供給に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、費用の面では、なかなか進んでいかないという部分について、やはり管路の布設替えというのは、いろんなただ新しい管路を布設するだけではなく、いろんな工種が出てきます。そういったところから、なかなか年間の施設延長っていうところが一つ伸びないというところ、それと費用面やはり１キロ当たり１億以上やっぱりかかってくるっていうところが、やはり全国的な課題となっているところでもございますので、当然そこは国の補助とか、有利な起債を活用しながら平準化しながら行っていくっていうところでもございますが、やはりそこがまた短期中期的にそこを経営戦略等に落とさせていただきながら、どういった経営をしていくのかっていうところも、今後検討していくところがあるかと思うますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○１１番（上田 誠君） あと下水のところでもちょっと触れたいと思っていたので

すが、大抵下水管と水道管がある程度並行しているところも多々あるかと思えます。昔よく掘り返した後、数年後にまた掘り返してっていう事がよく言われて、住民のほうから「何じゃ今掘ったばかりなのにまた掘っている」という話が出たと思います。そうなってくると、大変費用的なこともあるわけですが、あと下水管のほうの布設替え、点検も含めてそれと中で一緒にやれるものは一緒にやったほうが一番いいかとなりますが、ぜひそこらあたりも検討いただいて、布設替えのほうよろしくまたお願いしたいと思っています。

そこで五つ目です。能登半島地震の教訓として防災井戸がありました。要は休止中のそういう井戸なんかを活用するということで、今回の重要施策の中にも、今まで使っていたところ、私の近くでは南部取水取っていたところに、永平寺ダムができたので、それを代用してそれが今止まっているという状況があると思います。そういうところでの有効活用ということで、今回三つ、町の施設として挙げられています。それについてのところについては、例えばいろんな水質検査であるとか、そういう形が出ているかと思えます。

そこで、例えば電力契約のところであるとか、要は電力当然使ってないですから、電力契約を切っていると思うのですが、そういうときに緊急時にはどういう形でそれができるだろうとか、それは電力会社と元の契約にもあるかと思えますが、そこら辺も含めて有効活用のことについて計画について、ご説明いただければ助かります。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） お答えさせていただきます。

昨今、議員仰せのとおり、防災井戸の活用ということが叫ばれておりますが、水道事業者といたしましては、現在利用可能と見込まれる現在予備井戸として使用していない、まず上吉野の左岸にございます7号井戸、また上合月にあります右岸の9号井戸、そして現在休止中となっている荒谷地区にあります、南部の取水井戸、こちらの三つの井戸につきまして、防災井戸として活用するべく、内部始めとした各種調査を実施させていただき、その結果に基づき、今後災害時に例えば手動ポンプでの用水が可能であるのか。最近は、手動と電動両用のポンプなども開発されておりますので、非常時の整備方法を結果に基づき、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

今ほど私の懸念してゐました例えば、吸ひ上げるのにどうしても電力が必要でることになれば、そうかといつてずっと使つてないのに電力契約するのもあれです、そのときは手動と連動と両方あるということをお聞きしました。ぜひとも、災害時にはそれを有効活用できるように、いろんな施設検査も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、それから同じく防災課のほうで、住民の所有の井戸もそれ使えるのでないかということで、その補助対象も含めて載つておりました。これは大体その各地区である程度目安的なもの、また反対に住民から申請、手を挙げたものの対応なのか、そこら辺りも含めて調査していただいて、例えばあると分かれば、そこら辺りはテコ入れしていただくということも必要かと思ひますので、そこら辺りのお考えがあつたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今のこの町の井戸、また今の地域の井戸、これについては自主防災組織の皆さんとお話の中で、志比の中地区の皆さんが防災訓練の中で地域の井戸をもしいざというときに水がない、地域にどこに井戸があつて、それをいざというときに提供してもらえるかどうかの調査をした。それを町のほうで何か水質など、そういった何か支援ができないかという意見を聞いて、これだと思ひまして、これを全町に広げて、それは地域の中で井戸があつて、いざというときにはその地域に提供していただく。

また、町の井戸はどうなつてゐるっていう中で、今回今ほどの質問の町の井戸ももう一度一回調査して、そこが水源地になるかどうか、いざというときに使えるかどうかというのは、実は今回住民の皆さんからの意見を聞きながらできた施策でありまして、本当に能登半島地震の中で地元の皆さんが水に対する意識、これができていることということで、今回こういう施策としてもたせていただいておりますので、地域の皆さんが皆さんで井戸があるところを話し合つて、それがどう使えるかどうかというのを、また町が支援させていただくということの施策ですので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

今お聞きしました。それが各地域でそういう意識がまだなかなか育つてないのが現状かと思ひますし、確かこの地区の家に井戸あつたけどどうなつてゐるのか

ってというのが、その地域の中で若い世代の方もほとんど知れませんので、ぜひそこから辺りをまた自主防災組織の皆様のほうに周知をいただいて、検討していただきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 周知のほうは今また4月になりましたら、また自主防災の皆さんとお話しする機会がございますので、周知してまいりたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

ぜひともそういうことをやるのが結構防災意識であるとか、その水に対してのところとか、そういうものも住民の方もご理解いただけると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この前下水道課のほうから報告もあったのですが、従来新聞報道で要は有機フッ素化合物の、体内に対しての健康に影響があるよっていう形で、この前視察に行った岡山の吉備中央なんか、今ずっと出ておりますが、新聞報道によると過去に福井もそういう目標値を超えたときもありましたよということで、そういう事があって今は改善しているのかと思いますが、なかなか定期的にそういうものの検査は当然やっておられると思いますが、その有機フッ素化合物の状況について、住民の方々も心配しているところもありますので、お知らせいただきたいと思います。

そこで、同じように越前市でしたか、市の独自基準みたいなのも設けながら、その基準というのがナノグラムの基準なのか、ちょっと違う基準を自分らのところでつくっているわけじゃないですか。なんかそういうこともお聞きしました。要はいろんな決められたところも含めて、その自分自身の市のそういう基準を設けて調査をしているっていうことをお聞きしたのですが、その結果について住民の方々にご報告できればと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

ちなみに米国では4ナノグラムっていうのですか。ドイツでは20ナノグラム、日本は50ナノグラムということで、基準の差はそれぞれ国によって違うわけですが、日本は50ナノグラムを先ほど言いました、例えばうちは30ナノグラムまで下げた基準に、ある程度見るのだよという見方で、さっき言った基準値を変えているのでないかなというのは思うわけですが、そこらも含めて考えがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） お答えさせていただきます。

まず、こちらP F A Sでございますが、現在は水道法に基づく水質基準項目51項目の中には入っておりません。こちらP F A Sについては水質基準を補完するため、水質管理上留意する項目として、水質管理目標設定項目というものがございしますが、そちらのほうの一つとなっておりまして、本町におきましてはこちらについても毎年の水質検査計画に盛り込み、毎年水質検査を実施しておりまして、全ての配水区域におきまして、目標値でございます5ナノグラム未満となっているところでございます。

ちなみに、1ナノグラムは1ミリグラムの100万分の1という状況でございます。

独自の基準っていうところでございますが、今後、現在国が検討会で検討をしております、今のところは令和8年度より水質基準項目への各上げを予定しているということも聞いておりますので、その検討会の状況を見ながら今後対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

毎年ずっとやっていただいているってことで、目標設定があるということなので、ぜひまたお調べいただきたいと思います。

国の基準に照らし合わせながら、お願いしたいと思います。

では、続きまして、今度は下水道ですが、当初は2年度策定のストックマネジメント計画に基づき、今例えば地区の中央浄化槽の施設の改善、長寿命化に向けてやっているとあります。そう聞いておりますし、実際そういうのは予算等に上がっています。

今後、そういう急所施設も含めて、その避難所と急所施設、また重要施設の管路、これは下水のほうの管路ですが、耐震化のほうの基準調査をしながらしています。今現在、下水のほうの耐震化についてはどのようになっているのでしょうか。また、今後どのようにしていこうとお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） まず本町の状況でございますが、実際急所施設と呼

ばれるものについては、今ほど議員も申し上げました中央浄化センターなどの処理場、そして松岡の汚水中継ポンプ場のようなポンプ場がございます。

今ストックマネジメント計画に基づき、長寿命化ということを実施させていただいておりますが、耐震化というところになってきますと正直、今後という形をさせていただいております。

今回、次の令和８年度から５年間の事業の変更認可計画を立てることとなっておりますので、その中でそういった急所施設やそれをつなぐ管路、また重要施設への管路、そういったところの基礎調査を行わせていただいて、それを今後の総合的な下水道の耐震化計画に、盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

基礎調査の内容といたしましては、今ほど申し上げました、処理場や汚水中継ポンプ場施設においては、様々な処理工程を経て、汚水処理を行っている施設であることから、各処理工程施設の構造、そういった調査の整理とか、耐震性の判定を行わせていただきたいと考えているところでございます。

次に、今ほどの急所施設や救急病院や避難所等への重要施設に接続する管路につきましては、その管路の各種情報整理を行って、管路の調査並びに管路の更新の順位制などを整理してまいりたいと考えているところでございます。

その調査結果などを踏まえまして、令和８年度以降に総合的な液状化とか断層なども考慮して、下水道の地震対策計画を策定していく予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○１１番（上田 誠君） ありがとうございます。

上水道よりまだ大変な事業形態になろうかと思っています。

それで先ほど珠洲市もちょっと上げましたが、この前いろんな論説の中に全国的にそれが更新するに当たって、そういう大きな施設を大都会とかそういう人口密集地帯ではあれですが、分散型で合併浄化槽じゃないですけども、そっちのほう例えば莫大なお金をかける費用を、合併浄化槽のそれぞれの補助に充てながらすることによって維持をしていく。それが今後の費用対効果も含めて、また災害に強い下水処理の形になるのでないかっていう、一つの論が立てられていました。それも私も一理でないかなって思っています。例えば経路違いますが、あそこのけやき台なんかは、あそこの集合体だけで合併浄化槽をやって、それはまた

管路に流していますが、そういう形もありますけれども、例えば何キロか掘って
いって、そしてそこには数軒のそういう需要しかないということであれば、そこ
に合併浄化槽のきちっとした対応をしてあげることによって、維持管理ができる
ということも考えられます。

先ほど説明がありましたように、急所施設、例えば重要施設、避難所であるとか、それから今言う病院であるとか、そういう施設については万が一あったときにはそこに大勢の人が来ますので、そこら辺りのきちっとした対応は必要かもしれませんが、日々のところの個人的なところについてはそういうことも考えられると思います。

そういったところは今ほど基礎調査、それから海底の調査も含めてやられる、多分今の考えは全国の中でも支持される部分が出てくるのではないかと思います、そこら辺りのお考えもあつたらお示しいただければと思います。

○議長（酒井圭治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博隆君） 今議員おっしゃるとおり、そういった議論が正直、国では進んでいるところでございます。

実際、現在上下水道施設の次のシステムの在り方といいますか、そういった方向性の検討会が今去年の11月に立ち上がって国のほうでは、令和7年度中にはその報告がなされるところとも聞いておりますので、ちょうど次の本町としての下水道の耐震化などの計画とのタイミングなども、ある程度そういった方向性と一致してくる部分もあると思いますので、そういった報告を見極め、さらにそれに基づいた国の技術的な指針の改定なども今後されてくると思いますので、そういったところも踏まえて計画にまずもって反映可能な部分に関しては反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） やはり大きな地震によってそういうこと、それから今全国に張りめぐらされた管路が老朽化していく中で、やはりそういうこともやはり考えざるを得ない時期に来ているかと思います。有効に考えればちょうどいいタイミングがうちのそれにも計画に合っているということも考えれば、ぜひともそういうことあれば、乗り遅れずに頑張っていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続いて、2問目に行きたいと思います。

「志比北小学校の状況について」、お聞かせいただきたいと思います。

令和6年4月より旧志比北小学校は休校となり、全生徒は志比小学校のほうに通学を行っております。小学校がなくなる、建物としては残りますが、通学する子供が学校内にいなくなる、地域のほうからなかなか見えにくくなるってわけではないですが、ちょっとかけ離れるのでないかということも含め、地域の活力の衰退の要因の一つになるのではないかということで、私どもは存続を訴えてきた一人であります。

その一例と言えるかもしれませんが、昨日の一般質問の中にもありました、志比北幼稚園が令和7年度の園児数がゼロとなってしまった。その要因をお聞きしますと、やはり小学校がないので、だから保育園に通って小学校に上がるときに考えると今の幼稚園じゃなくて、小学校の通う幼稚園にということが要因の一因にもある、とおっしゃっておりました。多分それが保護者の方の思いだったのではないかと思います。

そういう形で一つの施設が消えると、一つの施設がなかなか大変になってくるということが示されたのではないかと考えております。しかし、その考えが取り越し苦労だったとするためにも、町に令和5年10月26日に北地区の振興会から、学校再編における学校施設の利活用に伴う要望ということでありました。その学校施設の利活用を地域振興、地域活性化に資するよう進めなければなりませんということで、要望が上がってきております。これは今ほどありましたように、いろんな形で小学校がなくなった経緯があるわけですが、その学校を利用しながら先ほど言った衰退もなく、その利活用の中からもいろんな動きが出てくるということとを期待しての要望事項だと思っております。

そこで休校として施設の利活用、特性を生かした地域振興につながる事業を推進してほしいのが一つ目です。

二つ目、地域未来促進法の重点促進区域における特性を活用した、事業の推進をお願いしますという要望書が出されておりました。それで、今現在の志比北小学校、旧北小学校の状況についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） まず、学校施設の維持管理につきましては、学校教育課長所管で行っております。そのため用務員を配置しまして、敷地内に草刈りとか、また樹木の剪定、また清掃などを行いまして学校回りとか、施設の維持管理を行っております。

また、学校施設の維持管理必要となります水道光熱費、または修繕料、保険料等などの費用につきましても予算化し、適正に執行しているところでございます。

また、これまで開催されている事業などにつきましては、現在地域住民が主体となって構成されております、志比北小学校施設の利活用を考える会が5月に発足しました。今後の利活用について、これまでに5回の会議、1回の視察を行い、協議しております。

また、考える会からの提案で協議され実施したものにつきましては、昨年7月より将来的な利活用の方向性を検討している間、空き教室を利用した放課後の児童クラブの設置、ランチルーム等の会議の利用、そして体育館やグラウンドの利用がございます。

これまでの利用実績といたしましては、体育館の開放によるスティックリングの活動とか、志比小学校のPTA行事、地区住民による英会話教室などがあります。直近では、志比小学校の校外学習の一環として、志比北地区のサロンの方々との交流学习も実施しました。

今後の予定としましては、3月下旬にコラボNPO福井が主催します、異文化交流イベントとか、9月には永平寺町のシニア元気フェスタの開催が予定されております。町としましても、短期、中期、長期的な視点で、利活用の促進に取り組んでおるところでございます。

志比北小学校を活用したいと考える企業や団体があれば、積極的に話を伺いまして、考える会の会議の中で、プレゼンをしてもらう機会も設けております。

また、施設面では、夜間でもグラウンドが使用できるように、ナイター照明の修繕を行いました。来年度は各小・中学校の体育館の空調設備工事も予定しております、避難所となっております、志比北小学校体育館にも空調設備を整備いたします。これによりまして、屋内スポーツなどの利用促進が図れるものと考えております。

また、体育館の施設利用のデジタル化を進めるために、公共施設の利用における電子申請、電子決済、電子機器による鍵の開閉システムを導入する予定もありまして、志比北小学校にも適用したいと思っております。今後も考える会と協議を重ねながら、利活用の推進に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほどいろんな説明をいただきました。私もほん傍ではな

いので、例えば近助タクシーやっていますので、お年寄りの方をそこへ連れていくとか、いろんな形をすとか、あと住民の方にいろんな形でこんなん、こんなんよっていうのはお聞きしています。再度、今ほどお聞かせいただいたやつは、いろんところでPRしていただいて、志比北小学校がこういう形で利用されているっていうのも含めて、またご説明いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

当然、特に北の住民の方々は関心ある人、ない人も何やっているのだろう、あんまり最近子供当然通学していませんけども、「何やっているだろう」っていう形で、言われる方もいらっしゃいますので、私も聞くとなんかな、「あんまりよく知らんわ」っていうのもありますので、やはりその中でここにありましたように、利活用や住民の方々が考える会の方と一緒に考えるには、ぜひその住民の方々のPRをぜひよろしくお願いしたいと思いますので、お願いいたしたいと思います。

では、2問目です。

その中に地域振興の進め方について、今ほどちょっと考える会もあったし、そういうのをお聞かせいただきました。そこで問3も含めて、未来促進法の重点促進地域における特性を活用した事業、この二つについてご見解あればお示しいただければと思います。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今後の進め方をお伝えしたいと思います。

先ほど答弁あったとおり、令和6年度としましては、考える会としまして休校中の施設の利用の提案であるとか、実施であるとか、こういうことについて学校の施設の利活用の意見募集や、民間事業者からの利活用の提案、あとまた先進地視察をさせていただいております。

やはり今後の進め方については休校中の施設利用、これを継続して進めつつ、地域機会への活動報告を行いまして、令和7年度には志比北小学校の施設の将来ビジョン、これをつくっていきたいと思っております。そのため、考える会の追加の募集というのを予定しております。

それと地域未来促進法の重点地域のことについてですけども、先ほど取組もあります。小学校の休校中の施設の提案、これまでこうやって進めてまいりました。将来的な利用の方向性が今まだ具体的に定まっておりません。そういうことで、重点促進地域としての特性を生かした事業の検討は、今はしておりません。今後、

また具体的な方向性が定まっていく中で、過程でその地域を含めた振興について、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地域振興の活性化するため、志比北小学校休校中ですが休校の中でどう活用していくか、これさっき学校教育課でもありました短期、中期、長期で考えていくのが大事ななと思っております。協議会の皆さんには長期的、中長期的にどう持っていくか、決まり次第進めるかどうか検証してやっていく中で、先ほどの会議室で使ったり、体育館を今スティックリングで使ったり、そういった中で町としても提案をしていきたいと思っております。すぐできることも短期的にできることが何かということで、休校ですので実際いろんな制限がありまして、その制限をどうしたら課題ができるか。また協議会の皆さんに理解を得られるかという中で、例えばこれは厳しいかもしれないですが、教育委員会を志比北小学校へ持っていかなければいけないとか、あとまちづくり会社がどんどん観光とかいろんな地域づくりとか、近助タクシーを請け負っていただいていますので、まちづくり会社の事務所を志比北小学校のところに入れるとか、これはもちろん協議会の皆さんにご理解を得なければいけない、短期的にそういったいろんな利活用をしていきたいと思っています。

もう一つは、グラウンドに芝生を植えられないかっていうのもあったのですが、これスポーツ協会とかいろんな方々に、町としても提案させていただいたのですが、なかなかその競技をする種目がないので今はまだということで、これは置かせていただいておりますが、町としましてもしろいろな提案をさせていただいています。

決して職員の皆さんにもお願いしているのが、協議会が決めないから何もしないのではなしに、町も積極的にやっていく。できない理由を協議会のせいにはしないでおう。一緒になって地域の声を反映させていこうということで、そうお願いをして、協議会の皆さんと協議をさせていただいております。それと地域未来投資促進法のエリアにつきましては、今酒蔵さんが活発な投資をしていただいております。数年前エリアを広げさせていただいて開田のあたりや、志比北小学校のあの辺までエリアを広げさせていただいております。ただ、この学校につきましては休校中ですので、そういった商売とか、収益を上げる施設としては今使えませんので、そういった点で、地域未来投資法のこの学校の利活用というの

はなかなかできない。ただ、その周りについてはいろんな投資の話が来て、学校とはまた話になりますが、地域振興という意味で今酒蔵さんがあそこでやったことによって、いろんな企業が注目するスポットにもなっておりますので、えい住支援課が積極的に、投資の生まれるご案内はさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それと今、あとで答弁あるのかな。実は職員もみんないろいろ考えてくれましてまして、来年の健康フェスタ、福祉課が企画しております健康麻雀とか、そういったものを皆集まってやろうというのも、志比北小学校でというのを福祉保健課から提案がありまして、職員もそれぞれの課も志比北小学校をどう活用しようかっていうのも、それぞれ思いながら進めていただいていることもありまして、そういった点でも心強いなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 私が聞こうと思ったこと町長大分言ってくれたのであれですが、私、休校の処置、僕よかったと思っています。というのはなぜかっていうと、それを廃校にしまうと、例えばほかの業者に売ってしまうとか、そういう形になると本当に学校を中心に核としながら、いろんな住民活動の情勢のことに関しては、僕は休校がよかったのでないか、と私自身はそうように思っています。

それで一つ、本当に良かったのが、私言おうと思ったら、まさに町長言っていたのですが、要は考える会に全部任しちゃったよ、そうしまして考える会のその意見を待っているのだっていう、もしも答弁があったら、ちょっと指摘しようと思ったら、まさにそれは町長が言っていたように、行政が決めて住民がでは要望も含めて、最初の取りかかりは行政です。行政がいろんなその方向の中から、要は休校を決めていったわけです。だから、それをどう活用する。また、その中で要望があったようにまた学校残してほしいといった住民の方々の声を応えるためにも、今度は行政がそれを責任持ってやるべきだと私思っています。

そこで、先ほどの言葉のやり取りでないですが、課長も含めて考える会で一緒に考えていますっという中で、そこで終わってしまうなら一言チクリと言いたいなと思っていたら、町長はそう言ったように、やはりこれ責任は行政が持っていると思います。ですから、ここの要望の1項目、2項目があったように、それをどう対処していくか、どうやっていくのはぜひ行政の責任ですので、ぜひそうい

う意味でやっていただきたい。それで、考える会の方々と一緒に、そういうのを進めていただきたいと思いますので、ぜひそういうことを私言おうと思ったことを言っていたいてあれですが、肝に銘じて責任はあくまでも行政にあるのだよっていうことを考えていただいて、対応いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、三つ目の質問に行きたいと思います。

「脱炭素社会に向けた取組は」ということで、挙げさせていただきました。

今や全世界日本それぞれ市町、個人的にも地球温暖化の悪影響が生じていると思っておりますし、例えば気候も変動もそうですが、その原因の主な要因がCO₂の増加であると言われておりますし、それが実証されています。その対策が急務とされています。脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現、SDGsの実践等々、様々な言葉やまた実践が多岐にわたって今発信されておりますし、実践されております。当町も脱炭素社会に向けた取組、計画策定をいたしまして、その実施、目標として取り組んでいる承知しておりますし、住民の方々にそれを示していると思います。

その一例として今年度の主要課題にもありましたが、令和9年度末までに一般蛍光灯ランプの製造であるとか、そういうものが禁止になります。そういう照明のLED化を実施することをやりたいということで、今年度2年かけてやるように載っております。電気料削減、とりわけCO₂の排出量削減を図る意味で、令和7年度は15施設、令和8年度は43施設を行って、年間750万円の削減にもなるという試算があつて有効であるということで、リースという形で進めていきたいというご答弁がありました。

そこで、その後、これは住民等にも関わってくるわけですが、国が支援する脱炭素を先行地域というのがあるそうです。なかなかこれはハードルが高くて難しいと聞いていますが、そういう先行地域選定というものはどういうもので、例えばどうなのか。それで2番目の当町に当てはまるとしてはどうだろう、要件も含めて、ハードルも含めて、どうなんかっていうのをお聞かせいただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず、選定地域のことについて、お答えします。

先行地域につきましては、民生部門、家庭部門とか、業務部門、これ例えば百貨店とか、ホテルとか、飲食店のサービス業など九つに分ける部分があります。

この消費電力に伴いますCO₂の排出の実質ゼロの実現と、あと暮らしに関わりの深い運輸などとか、熱量も含めまして、2013年度比46%減、削減を実施する地域のことを指します。国は日本の脱炭素目標を2050年の前に、例えば2030年までに目標を達成する、先駆者として認定する地域を、脱炭素先行地域として選定をしております。全国的には81選定されておまして、北陸地方で言いますと、富山に1市、福井に1市ございます。

選定されるためには、民間事業者とともに共同した計画策定が必要となりまして、国の評価委員会での判断をもって、脱炭素先行地域として認定されるというものでございます。

当町に当てはめるとどうなるかというところでございますが、今のお話をさせていただいたとおり、まずは民間事業者と共同で計画を策定する必要があるとございます。国の支援サイトによりますと、計画策定におきましては、脱炭素先行地域として相応の再エネの設備導入とか、地域の課題を、脱炭素を通して解決すること。また、他の地域で実施していない先進的なモデルを検討することなど、を盛り込むことが必要とされております。県内では敦賀市さんが選定されておりますが、自治体の地域特性とか、国の選定条件からも、今町の規模として取り組むことについては厳しいなと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

ここ全国で81、県内確か敦賀市で今報道の中には、池田町さんが多分手を挙げて頑張るよって載っておりましたが、なかなかハードルが高いと思っています。これは当然今課長が説明ありましたように、町独自じゃなくいろんな民間事業者であるとか、家庭であるとか、そういうことを巻き込まないといけないということで、それはハードルが高いと認識しております。当町もそこら辺りも向けて難しい面があるかと思いますが、次の3問目に行きたいと思います。

それで、脱炭素社会に向けた当初の主な取組の進捗はということで、例えば町としては例えば今LED化ありました。それから、いろんなバイオマスところもありました。そういうようなこと、それから太陽光もあります。町民の方が新しくしても、太陽光の促進の補助をするとか、そういうことありますが、今後の計画や懸案事項、例えば省エネルギーのための小水力発電っていうのは、一応見送る、見送らないというのもあると思いますが、そんなのも含めて懸案事項等あれ

ば、また町民への働きかけの項目なり、そういうのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 取組の進め方の基本的なところを申し上げます。

今は脱炭素の取組につきましては、町の環境基本計画がございます。これの18ページから20ページにかけて、記載の取組が載っております。それに基づいて今進めております。

一例としまして、再生エネルギーの活用というところと公共施設の利用促進、電気自動車等の普及、クールビズ、ウォームビズ等の推進、ごみ減量、森林保全など、これにつきましては町だけで取り組めませんので、事業者の方であったり、町民の方であったり、そういうところが連携して取り組む事業として、今後進めていくという形になります。

進捗状況につきましては、令和5年度末時点で環境基本計画に環境指標というのが28項目ございます。そのうち11項目が今達成という形になっております。

環境報告につきましては、広報のほうにも記載して周知をしております。

また、これまでの町の取組として一例、ご紹介させていただきますが、電気自動車につきましては4台今購入をしております。あと、公共施設の改修に合わせましてLED化を進めた施設としましては、松岡東幼稚園や、P&Gの野球場、これについてもLED化をしております。

あと議場、ここの議場のLED化だったり、松岡公民館の照明のLED化、あとは御稜幼稚園のガスと電気併用の空調設備であったり、あとは福祉総合センター、永寿苑の充放電設備、これを整備しております。

また、事業者への支援としては、省エネの設備導入に対する補助をしております。また、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきまして、垂れ幕を本庁、支所にもつけさせていただいて、宣言文のほうも小・中学校、公民館と計22か所に掲示をさせていただいております。

また令和7年、8年度につきましては、今公共施設のLED化進めてまいります。そのほかに先ほど議員さんのおっしゃいましたように、個人向けの太陽光発電と蓄電池の整備についても、補助ということで継続してさせていただきたいと今進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

なかなか一緒に取り組むというのは大変なところがあって、しかしながら、今ほどありましたように、28項目の11項目が達成しているのご報告がありました。

結構、宣伝が行き届いているようで、なかなかその住民の意識がそこまでいっているかというところがあるかと思います。当然ごみの減量化であるとか、身近なところがなぜそれがそれにつながるかっていうのが、分かっているようで分からないっていうのもありますが、やはり住民の意識がそれだけ醸成されることが必要だと思っています。

その中で、当町行政としてすぐ見えるようなLED化、当然蛍光灯がなくなるということも含めて、LED化をやっていこうとなっています。当然住民を巻き込んだ運動にしていくことが必要だと思うのですが、そこで4番目ですが、脱炭素に向けて同じように、LED化を個人取組も節電、省エネ設備の活用、エネルギーの無駄をしない意識、プラスチックとかいろんなごみを含めてライフスタイルの見直しなど、上げるとたくさんあると思います。これは総合政策課だけじゃなくて、農林課であるとか、住民のごみのところであるとか、いろんな庁舎の全区間にまたがる状況を与えたいと思います。

その中で、今町が大々的にLED化をしてもいいという形で進めています。今同じようなところで防災安全課が外灯LED化を進めて、ほとんど結構外灯関係について当町は進んでいると思っています。

同じように、住宅、住民意識を喚起するきっかけづくりとするために、住民のご家庭のLED化も考えていく、一つのきっかけづくりをやっていったらどうかと思っています。

皆さん、ご存じのように消防設備の感知器、あれも当町がいち早く進めて全家庭に普及して、普及率は多分日本一ぐらいになっているのではないかと思います。それと同じような形で、住民のきっかけづくり、動機づくりにしたらどうか。

一つポイント制度を今やってやろうとしています。今回、健康づくりも含めてですが、その中にも脱炭素、LEDも含めてそういうところも一つのポイントの中に加えていくとか、いろんな形ができると思います。そういう意味で住民の方々のLED化を一つの起爆として脱炭素、CO₂ゼロの意識を高める上でぜひ考えたらいいいのではないかとということで、今回LED化を町が施設にやると同じように住民の方々に、この前の消防設備の感知器を普及させたと同じ形で、住民意

識を高めることが僕はできるのでないかなと一瞬思いますが、そういう意味も含めて事業化、補助対象にできないかと思いましたが、一つのお考えを示しました。何かあったらどうぞ。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 一般家庭の多分ＬＥＤ化の補助にということでの質問かなと思っております。

今申し上げたいと思うのですが、環境省の令和３年度の家庭部門のＣＯ₂の排出実態調査であるのですが、そこで見ますと、住宅内へのＬＥＤを使用している世帯は、全国で約７割占めていると結果が出ております。現在、住宅へのＬＥＤ補助については、県内で２市が今実施している状況でございます。

経済産業省のデータによりますと、普及の始まった２０１０年代の頃と比較しまして、照明器具の価格がおおむね２分の１程度、低価格となっております。

また、ＬＥＤの普及が始まりまして、１０年以上もたっております。省エネに対する認知度っていうのも、かなり今進んでいるのかなと感じております。既にＬＥＤ照明に買い替えられている世帯も多くあると思いますので、今住宅へのＬＥＤ化の補助というところについては、現段階では今予定はしておりません。

今２０２７年度で製造が終了すると今決められております。その部分については、いろんなご家庭の事情もあるかとは思っております。一度にＬＥＤ化にするっていうのも可能かなと思いますけども、やはりご家庭の事情に応じて、２０２７年度までまだ期間もございます。それぞれに応じて計画的に進めていただくっていうことも今後出てくるのかなと思っておりますので、また県内の状況も確認しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○１１番（上田 誠君） ありがとうございます。

当然うちのほうもＬＥＤ化の照明が見ると大体半分もいかないけど、結構今新しいところは全部ＬＥＤ化になっていると思っています。それとか、今後同じように蛍光管を変えるだけで、ＬＥＤ化になるというのも当然ありますし、器具を変えなくてもすぐできるという考えも出ております。

それも含めて、私は一つのきっかけづくり、取りかかりのためにそういう事業があるよということによって、意識づけができるのでないか、それも含めて先ほど言いましたように、例えばごみであるとか、いろんな形での脱炭素化に向けて考えていきます。それとか、今先ほどポイント制度の中で健康づくりとか、いろ

いろ参画も含めて、その中にもCO₂の脱炭素化に向けての一つの項目も入れていただくとそのポイントに含める、そういう意味でぜひ考えていただければと思います。

私はLED化あると結構皆さん27年向けて、変えようかという意識に立つと思いますので、今現在は検討してないということですが、ぜひあったら検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ほかの課のLED化じゃなくて、そのきっかけづくりになるようなことは、何か考えがあればお聞かせいただければ、別にないですか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） LEDの中でやっぱり厳しいなという正直あります。これからもう蛍光灯が廃止になりまして、必然的にLEDは導入していく。でも、また値段も安くて、町が支援するときには新しい技術でまだまだ値段が高く、それを普及させることによっていろんな効果が出る、そういった案件については支援をしていくことになると思いますが、もう出来上がった技術についてはなかなか厳しいかなと思いますので、その辺はまたご理解をお願いします。

○議長（酒井圭治君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

ここで休憩取らせていただいて、10時25分に再開したいと思います。お願いします。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、12番松川君の質問を許します。

12番、松川君。

○12番（松川 正樹君） お願いします。松川です。

今回も質問5問にこだわったわけではないですけど、5問、一般質問させていただきました。

まず一番目、「保育士・調理師の人手不足の原因は分かっている」とのことから始まりますが、これ実は私、自分が議会事務局に出したときには、私はこない

だもらった紙を見ると、私の質問の第一番目が違って、クエスチョンマークが抜けています。「保育士・調理師の人手不足の原因は分かっている」ということになっているので、私はそれにこれクエスチョンマークをつけておいてある。これ分かっているというのは、この文言では私は知っているっていう、これは町長がそういう発言に対して果たしてそうなのかっていうことをお聞きするのが、今日の一般質問の一番目の質問であります。ですから、クエスチョンマークを一つついているということをお願いしたいと思います。

正しくは、調理師の人手不足の原因は分かっているとのことでありますが、そうでしょうかということでもあります。

永平寺町議会では、決算認定に絡んで保育士・調理師の人手不足の心配をする声が多く、一日も早くその原因を明らかにし、その対策を講じるようにという意見も多数、議員から出されていきました。その議会に反論するように、町長からは決算について、議会と行政と意見交換会をしたいという申出があり、それに議会も応え、意見交換会が早々と実施されました。そのときの町長の発言です。「保育士・調理師不足の原因究明はもう分かっています。これから少なくなっていくのも分かっています。ここをどうするのかという議論をさせてほしい」と一つは原因の究明は解決する意味で、もう一つは次の段階の議論に進みたい、とおっしゃりたいというようでもあります。

そこで気になるのは、本当に人手不足の原因究明はもう済んでいるのですかということでもあります。私どもの立場で以前からその原因については申し上げていきますけれども、町長のほうからの公式の説明というか、見解を私は聞いてない。これからいい議論をしていくためにも面倒かもしれませんが、私どもと共有するための人手不足の原因について、町長がどう認識しているかご説明をお願いしたいと思っております。議会の我々とどう異なっているのか、あるいは同じかもしれませんけども、お聞きしたいと存じます。

もう一つはお尋ねしたいことは、「ここをどうするかという議論をさせてほしい」と町長がおっしゃっていますが、確認です。「ここ」とおっしゃるのは、人手不足の原因究明、そのものを指しているのかと思われますけれども、あるいはここから先へ進めたいという強調したいのですか、それとも私どもは議論に参加してきたつもりですが、議論が不十分なのでもっと議論したいということなのでしょう、教えてください。町長は議論をさせてほしいとおっしゃっていながら、新しい議論のテーマも用意しているようにも感じます。「ここを」という言葉に

について具体的にご説明をお願いしたいと思います。

それは、幼稚園の民営化とそれ幼稚園の民営化と幼稚園の統合化であります。以下にはこの2点が議員のほうから出ている、という言い方に聞こえます。私も、幼稚園民営化も統合化も、議会のほうからは出ているとは思っていません。議論を望みながら、大いに議論してもよろしいし、望むところではありますが、議論のテーマだけは明確にさせていただきたい。給食室を統合して給食センターを使ってというお話も、そういう主張をしている議員が2人いらっしゃることは承知していますけども、それはそれでご自由ですし、今のところ賛成論がたくさん存在するということではない。住民にはむしろ反対の方もいます。町長の言葉を借りますが、まさにトータルで考えなければならないであります。様々な角度から考えなければならないと思っております。

それともう一つ、今回町長の発言の自由意見交換会の中で、町長がおっしゃっているのには、皆さん民営化に物すごく反応されているようですが、という町長の言い回しであります。これだけは何か勘違いをされているのではないかと思っております。西幼稚園閉園の流れで、新しくできた清流地区の民営の幼稚園について、いろいろな関心が我々もありました。大いに議論されたという経緯も知っていますが、今の時点で我々が民営化に反応しているという指摘は的外れだと思います。既に規模の大きな民営幼稚園が松岡にあります。もう一つの民営化がそもそも技術的に、経済的利益は出てこないと私は思っておりますが、よって私も反応の余地がないと思っております。

話を戻します。

「ここをどうするかという議論をさせてほしい」という、「ここを」という表現が何を指しているのか、分かりづらいのであります。何を議論したいのですか。ご明確にお願いを申し上げます。

それと、ただいまも申し上げていますが、幼稚園の民営化とかは統合化について、議会のほうからは何も言っていないと私は思っています。私どもの知らないところで、どなたかの議員と町長お話をされているかもしれませんが、みんなが聞いている議会の場で民営化や統合化について、何も私は発言をしていないと思っております。

それと人手不足の原因は分かっているのなら、対策の実行を極めて急がないと関係者が心配しているように、待機児童が出てくるのでないかと私は時間の問題です。ここは東京ではありません。東京で起きていることが地方の小さな町で起

きるかもしれないことを、我々はもっと深刻になるべきであります。町長はよくおっしゃることの一つに、一つ増やせばどこかを減らさなければいけないことがあると、繰り返しおっしゃる。私も議員の申し上げている言葉にも大いに耳を傾けていただきたいですけれども、解決方法はやっぱりやりくり上手です。やりくり、やりくりして何とかしなきゃならない。そうと思いますが、そこら辺どうお考えでしょうか、お答えください。お願いします。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 12月議会の一般質問のほうで、松川議員より同じようなご質問がありましたので、重複した回答になりますけども、保育士が不足しているのは全国的なもので、永平寺町だけに限ったものではございません。保育士を養成する専門学校でも定員割れが続いており、成りて不足も加速している状況でございます。

また、県がリーダーとなって立ち上げた、福井県保育連携協議会の調査によると、潜在保育士が増えていることも、保育士不足の原因の一つであると考えられております。

保育士不足の原因を踏まえた対策としまして、県では養成校と共同で保育士を目指す学生に対して補助制度を設け、来年度から実施することとしております。永平寺町では、待遇面での給料に関して、他市町や民間園とは同水準でございますが、保育士の職場環境の改善対策として、保育士資格がなくてもできる仕事を委託して行う、保育士補助事業を来年度から進める方針でございます。

また、保育者も親であり、子育て世代であるのご理解していただき、今後は働き方についても考えていく必要がございます。

保育士と町長との意見交換会の場で、土曜保育や延長保育を集約させたいなどの意見も、提案として出てきておりますので、保護者に対してもご理解をいただいた上で、今後対応を考えてまいりたいと思っております。

このような保育士の働き方を補うためにも、民間園を活用していけたらと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず決算でも自由意見につきましては、項目いっぱい出てきて、質疑の中でこんな質問はなかったので1回確認をさせてほしいっていう、いろんな項目の中でのその中での一つが、この皆さんからのテーマがありました

ので、ここで何かの議論をしようとか、議論をさせてほしいとは言いました。この議論をさせてほしいと言ったのは、松川議員、この前の一般質問で私は民営化も統合も反対ですっていう前提から入ったのです。そういった中で、いや、この民営化も統合も統合という言葉も、いろいろな提案があるかもしれませんが、そういった点を1回議論させてほしい。最初からこれは受け付けないではなしに、議論をさせてほしいというところで話をさせていただいておりますので、ぜひこれだけ議員の皆さんが関心を持たれているのであれば、また委員会等もつくっていただいて、そういった議論の場をつくっていただきたいと思います。

じゃあ、町は今どうしてるか、それと統合については議事録を確認していただければいいと思いますが、議員の中から統合というのも一つの検討、民営化よりも統合を検討しているという声も出てきましたので、これは本議会だったかな。決算の委員会、そういったのがありましたので、議員もそういう考えを持たれている方がいるのだなということで、統合というのもテーブルの上に乗せなければいけないなということで、そう発言させていただいております。

これ私もずっとこれまで昨日も少しお話しさせていただきましたが、志比北、志比南の中でも幼稚園の在り方委員会の中では、永平寺地区の統合という意見も出ていました。これは1回置いておこうということ、これ議会のほうでもお話をさせていただいております。私としましては、それよりも今の人手不足を解消していくということが大事で、現にいろいろな意見も出てきております。その中で、町としましてやっぱり統合もそういう意見も出てきておりますが、民営化というのは一つの大きな改善の策であるかなと思います。現に永平寺町も一つ民営化ができて、それまでは正職と会計年度さんが5対5だった。今は民営化が一つできて、6対4になっております。

今何が課題になっているかといいますと、この前幼稚園の皆さん、先生方とお話をさせていただきました。どうしたらいいか、何が課題なのかというお話をさせていただいた中で、今ほどありました延長保育、また土曜保育を統合してほしい。これはなぜかというとはほぼ幼稚園の先生は、自分らが保護者なのです。自分の子供たちのいろんな行事に出られない。会計年度さんでは代わりができない、正職のその割合をどうやって増やしていかなければいけないかという中で、そういう話を聞かせていただいております。

それと、やはり今回民営化をしまして、民営化の園から先、住民の子供たちが民営化に人気があります。そういった点で、実は町内の園も改修時期がそろそろ

迫ってきている中で、改修でそのままいくのか、新築でいくのか、こういうふう
にトータルで考えなければいけないところが来ております。町としまして、今
現場の声を今聞きながら、皆さんに提案をさせていただきたいと思います。

給食センターにつきましても、調理員の皆さんとお話をさせていただきました。
ほとんどの調理員が、ほとんどというか、話した調理員、幼稚園も小学校もやは
り、給食センターをしてほしいという声もいただいております。今の設備ではた
だ、それは調理の現場の声でありまして、これ何度も申し上げています、これか
らは今保護者会の皆さんに町の今現状を説明させていただいて、そういった意見
を聞く。やっぱり現場の声を聞いてから、皆さんに議論をお願いしようかなと思
っておりますので、ここで議論するのも大切です。皆さんには今までの知見、経
験がありますので、そういうのがあります、まず現場の声を今聞かせていただ
いて、そして皆さんにそれをお示しして、議論をしていこうと思っておりますの
で、しっかりとやっていきたいと思ひますし、また議員におかれましても、最初
から反対とかそういったのではなしに、一度建設的なテーブルの場に乗っていただ
いて、これはこうだな、だから僕は反対だ、これなら賛成できるというそうい
ったことも議論していただければなと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） 結局、人手不足の原因究明はもう分かっているっていう
ことに対する、私の質問に対しては答えてないと思ひますけど。

○議長（酒井圭治君） 町長。

○町長（河合永充君） 今それについて子育て支援課が答えたと思ひます。

それについては、今ほど言いましたもうこれから全体的に働き手が少なくなっ
てくる。今大学の募集人員も、この前も大学の先生とお話をさせていただきました。
今、県が支援をしているのは、募集人員に達しない。もし100名でも今は
6割、7割しか来てくれない。その先生方がまた勤めると今度は離職率が高い。
違う園に行くというのもあるのですが、違う職種に就いてしまう。まずそういつ
た全体的な数が少ない。

それと、原因はなぜ会計年度職員さんが正職にならないか。そうするとさっき
お話ししたとおり、自分も保護者、自分もライフワークバランスがある中でそこ
が確保できないと、なかなか正職とか、仕事ができない、そういったことがあり
ますので、そういった点で人手が足りないということです。

今回、僕もう一つ思うのは、これ民営化をしなかった場合、今回幼稚園を西幼

児園と松岡幼稚園をして新しい園ができました。もし、これがしていなかったら、もっとひょっとしたら減っていたかも。ここも皆さんと一緒に分析ができたかなと思っていますが、町としては今回のこの一つの民営化によって、またここで抑えられているという分析もしておりますが、これからまだまだ人手不足が続くということもあります。

それとトータルでここが減る、ここがすぐ、例えば事務もこの仕事を減らしてそちらに持っていく。これもなかなか現状では厳しいところがありますので、そういう点で、いろんな角度で永平寺町だけが今先生が足りないのではなしに、全体的な社会問題になっているということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） 確かに永平寺町だけが人手不足でやっているとは言いません。ただ、一般論として、これは全国的な問題だからという言い方は何回も何回も聞いています。でも現実に永平寺町も不足しています。その原因が一体何かということについては、一般論ではなくて永平寺町独自の原因っていうのかな、そんなのはあるかもしれないし、僕は前々から言っているように、待遇改善だと思っています。その待遇改善に関して、給料を上げていくっていうことに対して上げると片方下げなきゃいけないということで、どうもやる気がないようなことを思っていますが、それでいいのかということでもあります。

そして、もう一つ現実に言うと待機児童です。待機児童が本当に出てくるのではないかっていう不安があります。そうならないかっていうことが心配でしょうがないですが、いかがですか。

○議長（酒井圭治君） 北川副町長。

○副町長（北川善一君） 保育士不足の永平寺町の特徴をまず一つ言いますと、永平寺町、子育て世代の移住が多いです。永平寺町で産まれるよりも、小学校あがるまでに子供が入ってくるゼロ歳のときの人数よりも、小学校入るときの子供の数のほうが増えています。それは、子育て世代が永平寺町に移住してきてということなので、ほかの市町に比べて子供の数が増えるというか、入ってくる人が多いので、裏腹、移住・定住を止めれば、保育士も少しは余裕出るのですが、子育て支援を掲げる町ですので、子育て世代が移住してくる数が多いので、その分の保育士がまた必要になってくるという、ほかの町にない特徴があるのと、あと永平寺町の子供にとって気がかりの子供、気がかりの子供が増えているのですが、それに対する対応が永平寺町、ほかの市町に比べて手厚くやっています。

気がかりの子に対応するのにも、それぞれ保育士さんが必要になってきますので、その分についてもほかの市町よりも多めに必要になってくるという状況です。

先ほど議員おっしゃいましたように、給料上げれば済むという話でもないと思います。いろんな職種の職員がたくさんいますから、保育士の給料を上げると、ほかの職種の差がどうなるという話になってきますので、そこら辺もなかなか難しい話ですけども、そういった永平寺町としての特徴を踏まえ、維持しながらどうやって保育士を維持していくか、というのはなかなか難しい問題がありますので、簡単には解決できない問題であるという状況になっています。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今ほど待遇的な話も出ましたので、昨日も申し上げましたけれども、職員数のことでお話をさせていただきます。

本町の事務職員数、いつも言うておりますように、県内の町の中で池田町の次に少ないという状況でございます。具体的に数字を申しますと、人口が約2万人の越前町は本町より63人多いと。人口約8千人のおおい町でも、うちよりは33人多いといった状況で、面積とか地理的要件の関係で単純に人口だけでは比較できないかもしれませんが、大体このような少ないという状況だけ申しておきます。

本町ではそういった状況をカバーするために、会計年度さんの力を貸していただいておりますけれども、会計年度さん、別に待遇が悪いからっていうので、例えば正職員になりたくないっていうのではなしに、やはり先ほど申しました早出とか遅出とか責任をもつと言う事に、今の正職員になるのがお金じゃなくて、そういう面でつらいから正職員になりたくないといったお声を多く聞きます。決して先ほど子育て課長も申しましたが、待遇面が悪いわけではないと思っております。ですので、そのような負担を軽くするために作業を減らすとか、そういった面で解決を少しでもゆとりを持っていただくような策を考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） いろいろこちらもしつこく聞いているとそれなりの永平寺町の独自の理由が分かってきて、本当に大変だと思います。ただ、本当に現実に不足していて、待機児童も出てくるかもしれないと言って大変なときに何とかするのは、もう本当に申し訳ないけど町長さんの仕事だと思います。一つ今後大いに頑張ってください。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 待機児童をなくすために、今一生懸命頑張っています。今回のこの議論の発端も、今人手不足の中で負担行為に500万円持たせていただいて万が一に備えて500万円で人を紹介していただく紹介料ということで、ただ、そういったのも使うのではなしに、根本的にこの町の保育の在り方など、そこを一緒どう将来につなげていくかということを考えることが必要です。

取りあえず先に給食のお話を進めますので、ここは保護者の意見、これを自己方式がいいのか、親子方式がいいのか、給食センターがいいのか、これ永平寺町の映像を皆さん見ていただいた映像ですので、映像をまた見ていただいて町の課題とか、そういったことをお話しして現場の声を聞いていきたいと思います。

幼稚園につきましては、この前主任保育士、また園長ともよく今話をしておりますが、引き続き現場の声を聞きながら、またハード面、財政面、いろいろな点でこれは将来まで持続可能な子育てができる、そういったことでまた皆さんにお示しをしていきたいと思いますし、また皆さんも行政が動いている前に、またこういったのはどうだとか、こういったことはどうだとか、そういった建設的に提案をいただけたら、それについては現実的なものであれば調査をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） ありがとうございます。大いに頑張ってください。

次の質問に移ります。

2番目、「中学生議会への復活を望む」というテーマに移ります。

以前、永平寺町では青山先生が教育長時代に中学生議회를一度行ったことがあります。それを記憶しています。あのときは青山教育長の傍にいて、青山先生の気合が相当入っていたことを感じました。青山先生の肝煎りで実現されているとさえ見えています。それでも実際に目の当たりに見て、中学生議会のすばらしさにとても感動しました。終わった瞬間、思わず拍手をしました。すると、周りもつられるように拍手がありまし。中学生たちと我々大人が一体となったと言っても過言ではありません。後で聞いた話ですけれども、その当時の中学生議員が成長して、高校生のときも高校生議会でも活躍されたと聞きました。その当時でも存在感のある子だったので、本当にうれしゅうございました。

その中学生議会が毎年これからも行われたらと期待をしていたのですが、我々が体験した形の中学生議会は、結局2回開かれたのですが、その形を変えて

町長が中心となったタウンミーティングのような形となりました。私どもも見学ぐらいはできるだろうなと待っていたのですが、今のところ声がかかっていません。とても寂しいです。中学生議会を大変記憶している者としては、どうか復活をしてほしいなと願うばかりであります。

余計なことかもしれませんが、当時は中学校の先生方が物すごく負担がかかっていた、という様子が分かっていたので心配はしていたのですが、中学校の先生方が子供たちのことを思う気持ち分り過ぎるぐらい分りますし、つつい指導に力が入ってしまうということも分かります。その辺は心を鬼にして極力指導を抑えて、子供たちの自由と自覚と自主性に委ねるのも一つの立派な教育だと思います。全く先生方が立ち入れないというのは、とても怖くてできないかもしれませんが、子供たちの素のままの中学生を見てみたい。子供たちが今の大人たちの社会に、どんなことを感じているのかを知りたい。多少過激でもいいのではないのでしょうか。一度ご検討ください。

○議長（酒井圭治君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 子ども議会の実施につきましては、12月議会で滝波議員のほうから一般質問いただきまして、答弁させていただいたのですが、やはり今松川議員言われた中にもありましたけども、その学校間の調整とか、準備に時間が費やすということで、本当に学校のほうでも授業への影響が懸念されて、恐らく2回で終わってしまったというところかと思います。

実施された10年前、青山教育長がいた頃に比べると授業時数もまた増えてきて、その当時に比べて内容も非常に新しいことがどんどん、学習指導要領の中にも含まれて、同じ形で実施した場合にはなかなか、さらに当時よりもさらに負担が大きくなるということが考えられています。そういった状況の中で、議会のほうでも議会が主催する形にしたらいとか、別の形で実施するとか、そういった方法が検討されるということもお伺いしております。町長とスマイルミーティングをさせていただいても、子供たちの自主性というのも、本当に形が子ども議会とまた違う形ですけども、非常に表現されているというところもあります。教育委員会としては、学校としてのできるだけ負担の軽減を望んでおる形での実証、まだ検討していただけるとありがたいかなと思いますし、今のふるさと学習というところで、本当に今度は議会というよりも地域の方々、または行政の方々というところに関わるってということは、もう昔よりも僕は増えていると考えておりますので、そういう新たな形というものをぜひ模索していただけると

一番ありがたいなと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 12月議会で滝波議員の質問でのお答えさせていただきます。

そのとき県議会は、県議会が主催してやっている。それで皆さん、町議会の主催でぜひということで、またそのときには答弁等は協力させていただき、学校との交渉は議会のほうでということで、実は予算査定のときにも事務局長の査定の中で、子ども議会はしないのかというお話をさせていただきました。そのときに皆さんで諮って、今年度検討していこうという局長からはそう聞いております。それなら、またいろんな形でお手伝いすることがあったらさせていただきたいなと思いますので、これ局長に確認でもしてよければ議長、答弁じゃないですがそのときのやり取りを言っていただけたらなと思います。議会の方向性をお話ししていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 許可します。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは今町長もおっしゃいましたように、12月議会の理事者からの提案を受けまして、1月の全協のときに私のほうから提案という形で話題に上げさせていただきました。そうしたところ、議会のそのときの話としては、実施をしていこうまでは決まっておりますけれども、検討していこうとすることでその日の結論を得たということでございました。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また議会が取り組まれるときには、行政積極的に一緒に答弁等させていただきたいなと思います。

町としましては、学校とのやり取りの中でスマイルミーティング、また、学校の自主性を重んじるためにいろいろなことでやっていきたいと思っておりますので、子供たちの声はしっかりスマイルミーティングで聞かせていただいているということで、ご理解をいただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） ありがとうございます。

私ども町議会が中学生議会をお手伝いしても許されることなら、ぜひ喜んでさせていただきますと思いますので、今後の展開を見守りたいと思います。

3番目の質問に移ります。

3 番目、「役場の職員の仕事ぶりを住民はどう見ているか」に入ります。

こういう話題については今までも議会の中で申し上げたことがあるのですが、良い話はしやすいですけども悪い話はしにくくて、もうしばらくずっと遠慮していた形になりましたけれども、幾らか溜まっていつてしまいましたので、あまり溜め込むと私もつらいので少し出させてください。

最初はいいい話から始めます。十数年前になりますけども、これは窓口を預かっている一職員から直接聞いた話です。その方がおっしゃるには、以前、住民課の対応の態度が悪いということをその課の方々自身が気づき、これではいけないとみんなで努力し、協力して改善していきたいと。だから、今では住民の方々にも喜んでもらえているという話を語っていただきました。その頃、確かに注意して窓口の様子を伺っていると、確かにいいです。職員の方々から明るく、顔がにこにこ顔です。職員の方々の努力のたまものとてもうれしく、そのことを私に個人的に打ち明けてくれた一職員にも感謝申し上げます。確かにどの職場にもそれぞれの空気感というのがあって、以前私ども議会で長野県の小布施町に視察に行ったときも、役場の職場の空気感が我々は真剣に仕事をしていますというものが、そういうものがバリバリ出ていて感心して帰った記憶があります。

ところがごめんなさい。最近我が町ではいい話が聞こえてこない。つい最近聞いた話です。その方、住民ですけども、窓口でどなたかに話を聞いてもらおうと、一生懸命目に目を動かすのですけれども、職員の方がどなたも視線を合わせてくれない。どなたも視線をそらされるっていうことを経験して、非常に寂しい思いをしたという話であります。いらっしゃいませっていうのは英語では「Can I help you?」ですけども、お客様に私にできることはございませんかという気持ちでいつも用意しているということです。もう一回、窓口の方々はいらっしゃいませから実際いらっしゃいませを、気持ちもそうなることが始めたらいかがですかと思います。あるいは職員さんが我々住民にいらいらしているというようなことをおっしゃる方もいます。あるいは人によっては職員間がギスギスしているということを感じるということもあるそうであります。もちろん中には感じのいい方もたくさんいらっしゃいますので、私どもも非常にうれしいですけども、時々敬語を知らないのか、全く話せない方もいらっしゃる。3種類の敬語は尊敬語、謙譲語、丁寧語のうち三つありますけども、そのうち丁寧語ぐらいは日常生活の中でおっしゃればいいなと思います。20代全般の方でしたけれども、初めから初めてお会いした方にフレンドリーに触れられてもという感じと

してあります。こういう場で申し上げなくても、直接本人にそれとなく注意すればいいのですけれども考えさせられました。敬語の使い方なんて教育以前のことで、もうそういう研修をされないのでしょうかとも思いました。電話のやり取りなんかでも、全般的な感じとして印象としてぶっきらぼうな対応で決してないですけど、少なくともお喋りが上手でないなという、喋りが上手じゃなくても誠実な態度というか、そういうものがにじみ出てくれば好感もてるのですけど、要は気持ちだと思います。気持ちが伝わることは、そういう対応をしてくれることを思います。

ここまでいろいろ書いていて、昨日総務課長さんが、答弁の中で言って住民の方にカスタマーハラスメントを感じるっていう話もお聞きました。それも議員もそういうことがあるニュアンスの話でも受けとったのですが、もうこれは受け言葉に買い言葉というわけではありませんが、私どもも課長さんのほうにもきついお言葉をいただくことが多々あります。結構きついこと言うなど。これは明らかに議員を批判する感じがあるなと思うこともあります。かつて課長さん自身が、ご自分の部下に対する暴言、暴力を確認もありました。昨日の総務課長のカミングアウトを聞いていて、そんなことを思い出しました。再び最悪のことが起きないように、それぞれの立場であったこと、起きたことを正直に話し合ういいチャンスになればいいなと思うところであります。いかがですか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 住民税課窓口の対応でございますが、職員常日頃から町民に寄り添った丁寧な対応を心がけております。しかし、来庁者から対応についてご指摘を受けることもありました。そういうときには、その都度課内、またグループ内で話し合いをし、その対応に問題なかったかについて話し合い、改善にその都度進めているところでございます。

窓口や全役場でございますが、来庁する方はいろんなそれぞれの目的を持って来庁をされます。中には苦情を言いに来られる方もおられ、その対応の中で来庁者の声が大きくなることもあり、そのことによって職員が萎縮するということもやっばりあります。

また、そのことについてはほかの来庁者もおられますので、そこら辺も見えてしまうということもございます。また、電話の対応でも長時間、1時間超の対応をするということも過去にはあります。

そうした中でも、職員はその対応に不備がなかったのかということを課内で話

合い、改善することあれば改善に努めるように努力をしているということでございます。

これまでも町にあります接遇マニュアルに基づいた窓口対応というのを心がけてまいりましたが、今回の質問を受けまして、改めてマニュアルを職員間で協議をいたしました。今後、住民税務課のみならず、来庁者が多い1階の窓口担当課並びに支所におきましても、マニュアルに基づき引き続き丁寧な分かりやすい説明を心がけ、町民に寄り添った対応を心がけてまいりたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 住民の皆さんへの対応というのが本当に大事だと思います。

おっしゃるとおり、来てよかったとか、そう思っただけ、親身になって対応できる、こういったことをまた課の中で話し合っ、今答弁ありました、それぞれの課がありますので、また昨日総務課長ありました支え合いながら進めていくってことが大事だなと思って。

それと苦情につきましては、年々役場に対する苦情、これ10分ヒアリングで若い職員と話している中で、電話を1時間も切ってくれないとか、ずっと怒られていて現に私も分かっている中で、一度パトカーが4台来たこともあります。これは職員には常々身の危険を感じたら、すぐに警察に電話するようにということで、結構大きな声で言っていましたので、当時、前の副町長ですけど電話をしまして警察を呼ぶように、あまりにも町長室まで聞こえてくるぐらいのお声であって、ちょうどそのときに新聞社の記者さんともお話ししてまして、こういうのが現実ですっていうのをお話ししてました。ほかの職員も警察に言うようにということで、違う職員も電話をしてまして、警察がよっぽどのことだということで何台かパトカーが来ていた。そういうふうでありまして、そういった中で今庁内にはカメラを全部設置させて職員を守る、またいざというときにはすぐ通報する、そういった環境を今整えております。

もう一つは町がいろいろな間違いとか、不手際とか、そういったことがあったときには謝罪をして、その都度各課で話し合っどう改善するかということも今お話しさせていただいています。

それと、やっぱりギスギスする、これずっと今話の流れで出ていますが、職員の仕事が物すごく増えてきていて、なかなか余裕を持って仕事ができない状況ができてきているというのは肌で感じております。町としましては、今回機構改革ではないですが、例えば各課の修繕とか、建築は契約管財課に一本化にしてより

できる職員で計画的に進めていくとか、この職員数先ほど総務課長がりましたが、県下で事務職一番少ない池田町の次に少ない中で、どううまく効率よく回していくかっていうことが課題になっておりますので、そういった点でもよりまた効率的、またいろんな形で職員がゆとりをもてるような環境づくりも合わせて進めていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今回ご指摘いただきました事案につきまして、局長を通じて議員さんにお尋ねしましたところ、これどうも議員活動の調査の対応を若い職員に求められたと聞きました。行政と議会の中の取決めについてですけども、今私の中ではそのような調査とか、議員活動としての資料請求なんかを事務局を通して行っていたという取決めになっていると解釈しておるのですが、よろしいですか。そういったことで近年そういうことになったということで、若い職員も議員活動の対応に慣れてない部分もありまして、そういった面で戸惑った一面もあったのかなと考えております。この取決めにつきましては、議会議員さんの活動を行政は尊重して丁寧に真摯に対応していろんな資料をお出しするため、また、よくほかの町でもあるような、議員からの圧力とか、そういったものを防ぐために議会と行政で双方が合意してできていると思っておりますので、その辺りはルールにのっとってということで、議会のほうもご配慮いただけますと幸いです。

どうしてもという場合には、管理職がもう個別にも対応いたしますので、緊急の場合はそのようにしていただければ結構かと思います。

あと昨日の私の発言で議員さんとは言うておりませんが、議員をにおわすというようなニュアンスに受け取られたということですが、議員さんとは言うておりませんけども、俺は誰々を知っているぞとか、誰々の連れやとかいうその社会的地位のある方の名前を出されての、無理な要求という意味で申しましたので、ご了承ください。

それと最後の部分で、私自身の行動が何とかっていうのが、そこが分かりにくかったのでもう一回お願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） ごめんなさい。最後の部分が私何をおっしゃっているのか、よう分からんので、また改めてお願いします。

さっきパトカーが4台か8台が来たって話は、私初めて聞いたので驚いていま

す。いろいろと職員も大変だなと思いがあるので、いわゆるカスタマーハラスメントについては、昨日の総務課長のお話の中で聞いていてこういう場ではなかなかそんなこと話しにくいので場所を変えて、こんなことあった、あんなことがあったっていうことを少し明らかにしたほうが解決につながったと思います。だから、みんな正直にこんなのあったっていうことが僕はやっぱり解決の出発点やと思いますので、またいろいろとこれはもう協力しますので、教えてください。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その都度、窓口の対応にしてもみんなが集まって反省してこういうふうになっていこうとやっています。また、至らない点があったら、またぜひ窓口の関係課、私も入りながらやっていけばいいなと思います。

そういうカスタマーハラスメントについては、一つ一つあった時に対応しております。例えば、これはカスタマーハラスメントに当たるかどうか分からないのですが、ではないと思うのですが、例えば納税とか、町の料金を小銭で持ってこられる方がいらっやいまして、それでもう皆さんそれぞれ自分で貯金をされて持ってくる、そういった方を待たせないために例えばコインカウンターを昨年買わせていただいたり、また言葉がきつかったりいろいろな場合はその映像は撮らせてもらう、もう役場内に映像を撮っていますというのはもう書いてありますので、あまりにもひどかったり、これっていうのは残すようにしていたり、また、電話でもあまり暴言とかそういった場合は録音させていただきますということで、録音機能をついた電話機を設置させていただきました、そういった対応、先ほどの何かあったらすぐ警察に電話するということも伝えておりますので、また窓口で職員がトラブルしているときには、上司が速やかにサポートに入るように、またいろいろな相談事は一人では行かないように、いろいろなこの時代にあった何かある、また社会でこういう動きがあったという度にそういうのはちゃんと対応をしていくようにということをしています。ただ、これもその管理をしている、例えば課長とか、参事の皆さんがそこを気づく、それを念頭に置いておいて、すぐ対応していく。これはこういうパターンだからとこうこうこうというのはやっぱり大切だなと思っておりますので、これは引き続きまた対応していきたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） 4番目の質問に移ります。

4番目は、「上志比支所・永平寺支所の名前は結局消えてしまうのですか」と

いうことに移ります。

ついこの間の全員協議会で、議案第20号で永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例について、理事者から詳しい説明を受けました。長い説明でしたけれども、簡単に言うと永平寺支所、上志比支所が地域振興支所に名称変更になることでありました。1回目は確かにそうでしたけれども、あくる日には地域振興支所ではなくて、地域づくり応援課になったと変更になりました。その行政の二度の説明に対しても、議員から疑問、質問が大量になされました。その辺から、私には町長の説明にも論点があまりにも大量にあるし、議員側の大量の質問を聞いているうちに、これは簡単に決められそうにないなということを直感しまして、もう少し時間をかけて論点が整理されないと收拾がつかなくなるなど心配をし始めたのです。これは最終の結論に末まで待てばいいなと思いました。すると、その次の日には案の定、前の話というのをなかったことにしますとなりました。この辺から私もなんか何もなかったという気持ちになってしまいまして、不安な気持ちになりました。

私が一番気になっていたのは、上志比支所とか、あるいは永平寺支所の名前が消えてしまうのではないかっていうことでありました。何があっても両方の支所の名前を消すべきではないというのが私の強い気持ちであります。もう分からなくなっちゃったというので、私も同僚議員に恥ずかしながら聞いたものです。支所の名前は消えないけれども、住民が消えたと思われても仕方がないという答えがそのときは返ってきました。当初から一転、二転、三転、四転した形なのです。朝令暮改と非難するのは簡単ですけども、結局4転目はどうなったのでしょうか。最終の形はどうなったのか、途中から私本当に申し訳ないけど、一生懸命聞いてきたつもりですけども、結局どうなったのかよく分からないので、最終の結論がどうなったか、教えてください。お願いします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、これ住民の皆さん、関係団体の皆さんとお話を聞かせていただいて、やっぱり高齢化とか、地域の若い人がいない中、またいろんな団体がなかなか自分たちでやっていけないっていう中で、町の応援をしてもらえないかっていうことで、改めてそういう場をつくってまた地域振興とか、そういう応援をしていこうということで、初めて「地域振興支所」という名前で提案させていただいたところ、議員の皆さんから支所じゃなくて、もっと課とか違う名前がいいのではないかっていう、そのときもこれ一貫して議員の皆さんは僕たちがや

ろうとしていることを誰も否定されていません。これをやることはよく分かっている。ただ、出てきたのが「支所」という名前がなくなるのではないか。それが今回のここの議論の一つだと思います。それ一点だけだと思います。

ここについて支所を二条か、三条かっていう話になって、松川議員途中で帰られたので分からないかもしれませんが、二条、三条のどこで支所という位置づけをするかっていうのが議論になりました。その中で、もうなかなか平行線だったので私としましては、どちらかというところと議会の意見は地域応援課と今永平寺上志比支所を二条に持っていこうっていうことは、これを兼務でやったらどうだという意見だったのですが、地域応援振興課の位置づけがここに支所を残しておきますと位置づけが松岡の振興っていうための課をつくって兼務させる。これは問題が出てくるなということで、それでは何とか子供たちの送り迎えとか、地域の応援、これをやっていきたいということで行政は今の体制でできないかどうかっていうのを、一度できないかということで持って帰りました。ただ、私の考えがこれ変わってそれはと思うかもしれませんが、社会教育の生涯学習課の皆さんも来られていました。研修会を聞いて、やっぱり地域づくりの応援っていうのがずっとテーマに上がってきました。僕としては今僕たちが今やろうとしていることは間違っていない、講演を聞いてこういった人たちを応援するために、地域づくり応援課、今役場内ではそれぞれの課で何とか応援をできないかっていう思いがあったのですが、一つの課にして明確に応援をしていこう、松川議員がいつも社会教育や地域、そこの先に地域づくりがあるっていうのではとさせられまして、これは説明をさせていただいて上程をさせていただこうという思いで、今回上程をさせていただいております。

上志比支所の位置づけにつきましては、事務所の設置条例、またはこの条例の3条の中には上志比支所の位置づけ、また役割、支所の振興であったり、上志比の振興であったり、永平寺の振興などうたわれておりますので、上志比支所、永平寺支所がこれをつくることによってなくなるというのではなしに、上志比支所、永平寺支所をさらにスケールアップさせて、そこにはもちろん松岡の団体とか、高齢化が進む地域もありますが、しっかりやっていこう。ここで部活動とか、そういった子供たちの応援もここでしていこうということで設置をさせていただきたいなと思っておりますので、二転三転して頼りなく感じたかもしれませんが、思いはそういったところの思いですので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） ありがとうございます。

それでは、最後の私の一番得意とは言わないですけども、力を入れている社会教育の話をしていただきたいと思います。

社会教育の第1回の学習会で感じたことであります。ついこの間、先日の2月22日、社会教育の基礎知識題としての勉強会を町が開いていただきました。私にとっても長年の懸案というか、夢に見てきた勉強会でありました。本当にうれしくもあり、ありがたくも感じています。生涯学習課の吉田課長さん、鈴木主事さん、もう一つ吉田主事さんが、そして県の方々も御骨折りをいただきまして、私も勉強させていただきました。議員の出席も多く、参加者からも熱心で新鮮な意見をたくさん頂戴いたしました。町長も見守っていただきました。いろいろと気づかされ、考えさせられましたが、今後、2回目、3回目の勉強会をどう展開していったらいいのかっていうことをずっと考えていました。社会教育の基礎知識を元にして、それらをこれから社会教育の実践につなげるにはどうするかであります。課長さんやお二人の主事さんが中心となって語られた、社会教育主事と社会教育士がキーパーソンであります。

そして、社会教育主事に期待される三つの役割です。三つの能力、これはそのときに聞いた言葉ですけども、一つは人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力。2番目は、人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力。もう一つは、人々の力を引き出し主体的な参画を促すファシリテーション能力と三つあるそうであります。

昨日、コーディネーターとか、あるいはファシリテーターの話が出てまいりましたけども、社会教育士は申請された称号です。これ以前から社会教育主事になるための資格づくりに以前は金沢大学、あるいは富山大学も出かけて行って、相当の研修をしてなきゃいけなかったのですが、このたび福井大学でもそういう研修を受けるようになってから、永平寺町でもたくさんの方々がそれを受けて資格を取るようになりました。大変うれしゅうございます。私もそのときに関心があって、どんな勉強されるのかなと思って、ちょっと勉強したことがあって本当にたくさんの科目あるのですが、もうどれもこれも今の時代にあったわくわくする科目ばかり並んで羨ましいなと思ったことがございます。私は勉強されたりした社会教育士の方がもう一回、今回2回、3回目の勉強会の中心になってほしいなと思います。そして、もう一回勉強してきたことを周りに周囲に広げていただき

たいと思います。大変だとは思いますが、ぜひお願いしたいと思います。これが大事な一步につながると思います。

そして、周囲にいらっしゃる方は何とかして誘い出すことが一番大変だと思いますけども、えーって思われるかもしれませんが、みんなで一緒にやれば何とかなと思うし、やりがいがあると思いますので、どうか一つ、何とか2回目、3回目、4回目の勉強会につながるように、一つご尽力をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 先日の講演会では、社会教育とは何かという基礎的な内容に加え、社会教育を活用した地域活性化の事例を紹介いたしました。これを受けて地域づくりに興味を持たれ、参加された皆さんが学びを実践に結びつけることが次のステップとなります。

今後は参加者の皆さんが中心となり、学びを深めながら地域の課題解決に生かしていくために、勉強会やワークショップを開催することが考えられます。例えば、町内の資源をどう活用するかを検討し、ワークショップで地域の課題を整理具体的な取組について意見を交わすなどです。そして、小規模な実践活動を始めることで、学びを具体的な形にしていくことが大切となってきます。このような動きが広がり、地域の中で継続的な取組へとつながっていけばと思っております。町としましても、こうした自主的な活動を支えるために必要な支援について検討してまいります。

また、昨日の川崎議員の質問のところでも説明いたしましたが、社会教育、社会教育士の活動に関心を持っていただくきっかけの場として、社会教育について学び合う勉強会の開催も計画しております。

昨日、町長のお話にもございましたが、地域活性化においてはスポーツや文化活動も重要な活動となっております。今回の講演会の翌日に開催された永平寺町スポーツ協会と永平寺町文化振興協議会の表彰式では、合わせて160人余りの受賞者がありました。受賞者はもとより、指導者、ボランティアなどを支えてこられた方々も含めた活動が、地域の活性化につながっていることが実感できました。地域づくりには、様々な活動を積極的に活用することが重要です。社会教育を基盤に、スポーツや文化も地域活性化の重要な要素として取り組んでいきます。

今後も地域の様々な資源を生かし、学びや活動の場を広げていくことが、地域のつながりを深め、持続可能な発展につながると考えております。

○議長（酒井圭治君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 教育長としましても、学校教育、社会教育、家庭教育、本当に全てが地域づくりにつながるという思いが前回の勉強会のほう、私も感じておりますので、いろんなもののきっかけづくりを来年度、またいろいろ仕掛けを考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 松川君。

○12番（松川 正樹君） ありがとうございます。

とにかく社会教育とはなんぞやって言うとな非常に難しいし、奥が深いし、イメージは固いです。だから、一般的にどうしてもとっつきにくいところがあるのですが、それをいかにして関心のある人たちが集まって、社会教育なんぞやということを優しい言葉でどうやって表現するかっていうことが、私はこれからの私にとっての課題であるし、町にとっても課題ではないかと思っておりますので、どうか一つ、私はいつまで議員が分かりませんが、ぼちぼち皆さんとともに力を合わせてやっていけばいいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時33分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、5番、清水紀人くんの質問を許します。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 5番、清水紀人です。よろしくお願いします。

今回は3本の質問させていただきます。昨日、楠議員さんから五月病のことで話題を振られましたが、また今回は小話はなしということで。ただ、話題を振っていただきましたので、五月病に効くレシピということで、大豆のハンバーグ、あとバナナプリンというのが有効的ということで、インターネットで書いてありました。

また、精神的にちょっとつらくなったという方の対策方法として、高い山に登って町見下ろすと、そこからは町は小さな家がいっぱい並んでいると。それで自分はなんて小さいのだという思いを抱いて問題を解決したといえますか、精神的にも楽になったということを聞いております。そういった対策も、五月病には効

くのではないかと思います。

では早速、質問に入りたいと思います。

1、県産材の活用について。

まず深く関わってくるのが、森林環境譲与税の活用です。本町も幾つかの助成金、委託金、負担金で整備を促進していますが、特に永平寺町山際森林整備事業補助金などは、災害未然防止の観点から山際における、森林整備の促進を図る独自のすばらしい補助金だと素直に感じております。近隣市町の林業関係者も、永平寺さんの整備事業は的確ですばらしい、と称賛される方もおられました。私も永平寺町が評価を受けることはとても誇らしいと思っております。

この森林環境譲与税の目的として、森林の適切な整備管理、森林所有者への支援、CO₂吸収源の確保と脱炭素社会の推進、地域の林業促進や木材利用促進などを目的とされております。今、福井県の森林は全面積で約75%が福井県の森林部分であります。洪水や水不足、土砂災害を防ぎ、県道を保全しています。本町も森林に恵まれており、総面積の72%を森林が占めております。県産材を利用することは、林業を活性化させ、林業の整備を進められます。

また、木材は再生可能な循環資源として地球温暖化防止に大切な役割を果たし、福井県では福井県内で生産される木材を積極的に活用することを推し進めています。

ここで質問させていただきます。

本町において、県産材の使用率ほどの程度か、教えてください。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） それでは、直近の町内各施設について回答をさせていただきます。

まず、平成29年に門前観光案内所整備工事としまして、木材の使用率が55.4立米のうち、県材産55.4立米使っていて100%県材産を使っております。

令和元年度につきましては、町立診療所新築工事としまして114立米のうち、県材産114立米ということで、これも100%県材産を使っております。

令和2年、松岡東幼児園の新築改修工事につきましては12.9立米のうち、県材産を10.4立米、80.6%の使用となっております。引き続き、上志比支所の新築工事では77立米のうち、県材産24立米、31.2%、同じく松岡中学校特別教室の改修工事で、3.6立米のうち県材産が3.6立米で100%の使用

となっております。

令和３年度につきましては、消防団施設、栗住波の新築工事としましては２５．１立米のうち県材産が４．６立米ということで１８．３％。

令和４年に道の駅事務所兼倉庫新築工事につきましては、県材産の使用はございません。

以上となっております。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○５番（清水紀人君） 思っていたより、これいろいろ調べても出てこなかったもの
で思ったより使用されているのだなというイメージがあります。

それで、どの程度かというのは分かりませんが、本町の県産材使用率、これ
県内ほかの市町と比べた場合、どの程度のものなのかというのを教えていただき
たいと思います。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 県のほうに確認しましたところ、各市町の個別案件にな
るため公表できないとの回答を得ているのと、あと県産材の利用率につきましては
は、施設ごとに算出するものということで、市町ごとに全体での率は算出してな
いっていう形で県から回答いただいておりますので、永平寺町が何番目かと言う
のは分かりません。すみません。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○５番（清水紀人君） ありがとうございます。以前子供の遊び場などで池田町を訪
れたときに、子供の遊び場の施設が県産材で使われており、私、素直にいいなと
いうイメージは受けました。オリンピックであったり、万博であったり県・国の
木材を使用するということで、とても印象的な思いもあります。

そういった木材を使用するということは、環境にとってもサイクルにとっても
大事な部分だと思いますし、学校の教育の一環としても大事な部分だと思ってお
ります。

そこで、令和７年度から令和８年度にかけて各小学校の体育館空調整備工事を
１１施設で行いますが、設計に県産材を取り入れることはできないかという質問
ですが、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） それでは、ご質問の小・中学校体育館空調設備工事
の工事内容につきましては、空調設備並びに断熱対策として、屋根の遮熱塗装や

窓の複層ガラスの入れ替え等でございまして、今回県産材を採用するという工事ではございません。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。空調設備等いろいろな物を触るときに、周辺の壁など、気密性を高めるために、そういった工事もあるのかなと思ひまして質問させていただきました。

そうではなくても、今後もいろいろな工事があると思います。そこで県産材の活用ができる場があれば、積極的に使ってほしいということは思ひますが、それは可能かどうか質問いたします。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 県産材の活用が考えられます営繕工事等につきましては、設計段階で業務仕様書というのを作りますけれども、そちらのほうに県産材もしくは地域材の積極的採用というのをうたてまいります。

また、来年度この子供の遊び場整備を予定しておりますが、そちらの実施設計では県産材の採用を検討しております。

また、こちらを何らかの形で採用したいと今のところ考えてございます。

もう一点、志比南地区拠点施設整備の建物につきましても、発注仕様書には県産材が採用できる部材につきましては、発注者のほうに提案するようというところを記載し、できるだけ採用できるように取り組んでまいります。

また、今後いろんな仕様書につきましては、スギ材については県産材を使用することとか、またほかの材料につきましては、県産材を使用するように努力することなどを仕様書等でうたていき、計算材の活用にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の質問いただきまして、最近、県産材の利用が減っている傾向にあります。数年前までは結構診療所とかは使っていたのですが、最近こういったのは取組していきますし、来年契約管財課でそういう発注とか一元化されますので、この県産材については、環境面でも地元木材を使う面でも、また災害面でもいろいろ効果があると思いますので、また使っていけるところは使っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。まさにこの2施設、県産材を使うに最も適した利用方法だと思います。ありがとうございます。

福井県の森林は全体の先ほど申しましたが75%、永平寺町は72%、これからも共存していく必要があります。福井の森林基本計画の基本理念である育てる林業からもうける林業、稼げる林業の実現を目指し、担い手の確保、育成、環境、保全重視の森づくり、県産材の利用、山地災害から暮らしを守る地産事業で、山を継続して守っていく上で、町としていろいろお手伝いが必要と感じております。これからもよろしくお願いいたします。

続けて2番目の質問に移りたいと思います。

小・中学校の制服と体操服についてご質問いたします。

令和6年9月17日に開催した教育民生常任委員会で町内の小・中学校の制服・体操服の現状について制服、体操服、かばん、シューズ購入先、価格などの御報告をしていただきました。

更新の時期等は学校と保護者の相談で決定するというものでしたが、価格も各学校によって違いがあり、生徒のサイズが速いペースで変わっていく時期でもあります。

また、SDGs、リサイクルを考慮すると、同じデザインのものに変更していくのも一つの考えと感じますが、ご意見を伺えればと思います。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 制服、体操服につきましては、今ほど。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午前11時50分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 制服、体操服につきましては、今ほど議員もおっしゃるとおり教育委員会が更新時期等を決定しているわけではなくて、あくまで学校と保護者のとの相談の上で実施していただいております。

今後、SDGsやリサイクルの面から、デザインの統一について保護者から要望がありましたら学校と協議して、また更新していくことは可能であると考えて

おります。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） この委員会のときにほかの議員からも公民館でリサイクル、体操服等また制服等は公民館に使ってくださいということで置いてあると、そういった活用、SDGsの観点からそういう使い方も今後同じデザインのものであれば、リサイクルしやすいのかなという思いで質問させていただきました。

次の質問に。今から2番目に行きたいと思います。

同じデザインのものでも問題ないという、今保護者の方等に相談いただきまして、ないということであれば、価格を合わせていくのも必要だと感じます。保護者の提案は可能でしょうかというところで、日本語がおかしいのかなとも今思いましたが、要はシューズとかそういったものは、デザインが少し違うもので学校が分けられて、例えば松岡中学校では永平寺中学校のものが使えないなど、また同じものでも価格が違うものがあるということで、今回質問させていただきました。価格を今後も合わせていくというのは、可能かどうか質問いたします。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 確かにシューズ等は少しデザイン等も金額も違うと思いますが、今後それも合わせまして学校と協議していく、また保護者と協議して、合わせることは可能かなというところで思っております。

同じデザインでの問題がないところからについても、やはり学校の独自性とか、また保護者の意見は尊重する必要があると思っています。

また、先ほどリユースというか、お話もあったと思うのですが、また永平寺町の婦人福祉協議会では昨年8月から永平寺地区と上志比地区において、体操服と制服のリユース事業ということを行っています。これは学校で着られなくなった制服などを回収しまして、保護者に再利用してもらうという事業でございます。

校長会でもこのことについては保護者に通知したところ徐々に利用が増えておりまして、喜んでいただいているということも聞いていますので、またこういう制度も活用していただくのも一つかなというところで思っております。

また、現在の各学校の制服、体操服の状況につきましては、校長会でもお話しさせていただいておりますので、今後PTA役員とか町のPTA連合会などでも現在の学校の制服の金額とか、そういう状況を提示提供していくことは可能と考えていますので、繰り返しになりますが最終的に学校と保護者が相談の上で決定していくということで、ご理解いただきたいなと思います。よろしくお願いま

す。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 中学校で言った場合、同じものというのは、制服は男子の制服は同じですけども、女子の制服は2校が同じで1校が違うという感じですかね。以前小学校の志比と志比北で制服と体操服が違うということで、また買い直すということにもなっております。

もし、それが保護者を通じて可能であれば、それを進めていただければと思いますし、今後生徒数が少なくなっていく中で、今各制服をつくる、体操つくる中で、価格の差というのが最大で1,500円ほど発生しています。これは生徒数に比例してなのか、そこの業者さんが違うということで、価格差が生まれているというのがあるかもしれませんが、今後同じ価格でいければ一番いいのかなという思いはあります。

しかし、生徒さんの数が減っていく中で、減っていくということは単価も上がるということにつながるのかなと思っております。それで何か今後対策が必要と感じまして、今回質問させていただきましたが、これは特に急ぐということではないですが、今後いろいろと差が開くなど、また何て言うのか。最近、私自身は背がだんだんこれから低くなっていくと、小・中学校の方はどんどん高くなっていく、高校生の方も高くなっていくという中で、すごく小学生・中学生の方が大きく感じます。

当たり前ですけども制服等も1年生のとき6年生のときは違いますし、中学校も1年生から3年生のときは、もう極端に体格も変わっていく時期でもあります。私の息子も中学校2年半おりまして、1年生のときに買った制服ですが、最後の4か月で制服を買い直したとかというのもありますので、いろいろ一緒にデザインが合わせられて、それよりサイクル、卒業された方のものを活用できればと思ひまして、今回質問させていただきました。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 今の議員の方、保護者としての立場からのご意見もお伺いしまして、本当に私も元保護者ですので、そのお気持ちすごく分かります。これ保護者の方と本当に十分の相談しながら、可能な限りそういう形に持っていけるのであれば、進めていきたいかなと思いますし、まずは今の情報が、やはりそれぞれの各学校で今対応していましたので、その部分を再度保護者の役員さんとも

お話しさせていただきたいかなと思います。まずそこから進めたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

清水紀人議員の一般質問の途中ですが、午後に回したいと思います。よろしく
お願いいたします。

再開は1時15分から別室で考えております。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

清水紀人君。

○5番（清水紀人君） それでは続きまして、行政を守っていくことについて質問い
たします。

国立社会保障・人口問題研究所が2023年12月に公表した、日本の地域別
将来推計人口令和5年度推計によると、福井県永平寺町の人口は2020年の1
万8,965人から2050年には1万3,325人へと約29.7%減少する
と予測されています。

この推計では、2025年の永平寺町の人口の構成において、65歳以上の高
齢者が約38.5%、2.6人に1人、75歳以上が約25.6%、3.9人に
1人を占めるとされております。これは理事者側もたまに出されている数字、使
われている数字だと思いますが、この一覧から予測されます20歳から65歳の
労働人口が3,659人減り、約30%の人口減となりますが、単純に30%の
減収を意味しますかという質問をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 税収面で申し上げますと、人口減によって影響する
のは個人住民税ですけれども、生産年齢人口が30%減少したと仮定しますと、個
人住民税において30%減収と考えられます。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ちょっと少し漠然とした数字にはなるのですが、個人の
町税で計算した場合、約今10億ほどの税収があると思いますが、それが3億減
ということになりますが、それで感覚的にはよろしいでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 概算で行くと令和7年度予算ベースでいきますと、概算で2億8千万円の減と見込んでいます。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。これが例えばこれも利率と言いますか、中に入っている数字がアバウトなものですが、年収400万円の労働人口の方が3,659人減少した場合、町税として4.9億円の収入源となるという計算をちょっとしてみました。これ単純に今町民の方を30%とすると2.8億円。これが例えば400万円の年収がある方であれば、そのまま3,600人減るとなれば、4.9億円となります。

これ前回103万円の壁のときに質問させてもらいまして、約4億2千万円の減収となるということを言われました。それと同じぐらいの減収となるということになります。

それで、前回一般質問させていただきましたが、ちょっと戻りますが、単純に103万円が178万円になったときに、約4億2千万円の減収が見込まれ、令和5年度の一般会計の歳入ベースでいくと、約4%に相当するという金額が減収されるという見込みになります。

それと今回、上下水道管の耐震の更新、インフラ整備に関しましては、多額の工事費もこれから必要だとなってきます。今回除雪にかかった費用、当初予算では3千万という見込みでしたが、いざ蓋を開けてみると約1億円を超えるという数字にもなっております。

率直に今後避けられない経済的、社会的、自然災害、政治的なリスクによる減収を考えた場合、町民へのサービスを維持するために、行政の安定運営を守るために取り組むべき課題には今後、今すぐにでも考える必要がありますし、決断していく必要があると感じます。

ちなみに先ほど2.8億円の減収、そしてこれ今後どうなるか分かりませんが、103万円のときから変更があった場合の減収4億2千万を計算すると、ざっくりと7億円の減収になるということですかね。

これは7億円と言いますと、どういうサービスが削られるのかということにもなると思うのですが、近い将来、人口の減少というのはもう決まって、もうこの数字に必ずなるとは限りませんが、そこに近い数字になっていくというのは、分かっている未来といえますか、そうになっていくのだらうなと思います。それで今後、いろいろな今できる対策をと思ひまして質問に移りたいと思います。

まず、生徒数の減少、H A C C P、調理員不足、地産地消、S D G sなどを考えた場合、給食センターは一定の理解が得られればすぐにでも取り組むべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 学校給食運営の今後の考えにつきましては、昨日の一般質問で教育長より森山議員の答弁のとおりでございます。保護者、また学校関係者のご意見を踏まえまして、また幅広い意見伺いまして、その上で長期的な視点に立ち、より効果的かつ効率的な方法を検討しまして、できる限り早急に方向性を示すよう努めてまいりたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 私これまでも給食センターについては2回一般質問させていただきましたが、先ほど言われた初日に森山議員が合併特例債についても踏み込んでくれました。これからどんどん人件費も高くなっていきます。これについては決断、すぐに一定の理解が得られれば決断、進めていくべきだと考えております。

続けて、次の質問に移りたいと思います。

園児数の減少、保育士不足、志比幼稚園施設の老朽化などを考えた場合、志比幼稚園と志比南幼稚園を統合し、民間で新しい施設で運営をしていくべきと思いますが、ご意見をお聞かせくださいというところの質問になりますが、昨日、楠議員の一般質問のやり取りと子育て支援課の答弁を聞き、志比北、志比南で一定の需要があることが分かりました。

また、町長の答弁等をお聞きして統廃合ではなく、志比北と志比南はそのまま、志比幼稚園のみ私立にすることに、すみませんここで考えを改めさせてもらいたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず今この人口減少の話、これはこれからいろんな議論をしていく中で、絶対これは主軸に置いて議論する課題だと思います。今合併して20年、合併したのがもう昨日のように思われますが2050年、25年後の話です。もう本当に備えていけないといけないと。今子供たちのためにどう人口減少を迎える中で、どうしていかなければいけない議論と、その子供たちが次の世代になったとき、私たちを支える世代になったときに負担にならないか、ここも議論していかなければいけないなと思います。

今税収が減る話もしました。それに合わせてこの人口形態を見ますと、生産年齢、人口も減りますが、負担も増えると思います。社会保障とか、今の時点でも結構税金が高くなったとか、社会保障そのためにいろいろな料金が上がってきております。これも今がピークではなしに、この人口推計を見ればおのずと上がっていく。じゃあ社会保障を抑えられるところを抑えられるのか。若い人たちの負担をどう下げていくのかというのが絶対これから課題になる中で、今からできることをしておくことが、今の子供たちが大きくなって次の世代を支えるとき、ひょっとしたら私たちが支えてもらわなければいけない世代になっているときに、どうするかということを考えていかなければいけないと思っております。

この人口減少ここを見ながら、じゃあ今何が必要なのかっていう中で給食のお話、これも子供たちの数が減っていく、またいろんな基準が高くなっていっている中で、どうしていかなければいけないかということは大事で、今回PTA総会の中で一度利用者、子供たち・保護者の意見を聞いていく、また現場の声を聞いていって町としての方針をまた議会に示させていただければいいなと思います。

あと、幼稚園につきましては、先ほど松川議員の中でもいろいろ議論があります。ここはしていかなければいけません、例えば一つ判断基準が迫られていますのが、令和9年までに志比幼稚園の大規模改修を今計画では進めていくことになっております。ここで今ニーズの中で1回民営化の園もできましたが、新しい園にするのか、または公立でその園を改修して、また10年、20年と使っていくのか。

また、それをつくっていくことによって永平寺町の子供たちの数、また先生の数、こういったことはどのタイミングでしていくのか。僕は今その令和9年のそこが一つ前倒ししてでも結論を出さなければ、先送りないなと思っております。そこはしていきますが、ただ議会の中でも、頭から反対の方もいらっしゃいますし、違うやり方を今聞か考えてらっしゃる方もいらっしゃいます。

ただ、先ほど松川議員の話したとおり、頭から反対ではなしに、私たちも頭からこれというのではなしに、いろんな意見を出し合ってやっていけたらなと思います。

ただ、私たちはその前に利用者、保護者、またいろんな方々からの意見を聞いた上で、議会のほうにお示しをしていきたいという考えもございますので、またその点よろしくお願ひしたいなと思います。

いずれにしてもこの人口減少社会、これは見て見ぬふりはしては物すごく、

この題が「行政を守っていくことについて」という題いただいておりますが、行政を守っていく上では、やはり今のうちからできることはしていくということが大事だと思っておりますので、またご理解よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 先ほど私も考え方が少し変わったということでお伝えしておりますが、やはり町長の今答弁で言われたとおり、令和9年度志比幼稚園の施設が改修、そこがやはりポイントとなってくると思います。そこでぜひとも志比幼稚園、これは私の意見であります、私立で新築というのを考えていただき、それによって職員さんの配置それを行えば、職員さんの配置対応してもらえ、保育士さんの不足解消にもつながると思っております。町内の全員で職員さんの気持ちもゆとりができ、安心・安全な保育の運営が図れると思っております。

また、私立園にした場合、施設建設費、施設設備の補助金が活用でき、運営の財源も施設型給付金というのを使え、町にとっても大変私立にするメリットというのはここにもありますし、先ほど町長も言われたとおり私立の園から埋まっていくということに関しても、私立園が悪いとかそういったものではなくて、私立園の人気というのは、数字的にも実証されているということになります。

そこで、先ほど何度も繰り返しになりますが、令和9年度志比幼稚園の改修のときに、私の思いではありますが、私立にして運営を図ってほしいなと思っております。

これに関して何かご意見はありませんでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 志比地区の園の統合による民営化ということですが、ずっと今までもお話ありましたけども、松岡地区にみどり葉こども園が開園してから、保護者様からのクレームもございませんし、次の年に公立園に戻りたいというお声も聞いてございません。

また、大変人気がある園で町に溶け込んだ園として、うまく町民の皆様に取り添っておられると思います。

永平寺地区の幼稚園につきましても、保護者や地域の方が望む形になっていくよう、町としても様々な方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 近い将来に備えて対応していきたいと思っております。

本当にほかの予算の中でも、この20年間の振り返りというお話も出ていまし

て、合併したときにまさかこれだけ人口が減る推計は出ていたのですが地方消滅化、そういった言葉はなかった。

また、災害についても、本当に防災講座を始めた１０年前の時点では、災害認識というのは低かった。それが今では頻発する水害であったり、台風であったり、また地震であったり、こういった中で大きく住民の皆さんの意識が変わってきていて、ただ一方、通信技術、２０年前には通信技術がなかったのが、今ではもう物すごく通信ができて、またコロナ禍を経験したことによって、いろいろそういう通信であったり、また考えさせられることがあったと思います。

次の２０年、次の２５年、もうここはある程度この推計が出ていて予測できる中で、じゃあどうやっていくかというのも、先ほどの税収の話もありました。国の方針もいろいろ注視していかなければいけません、そこで減った分。これ純粋によく減るのでは、先ほど２億８千万というお話ありましたが、収入は２億８千万ですが、事業費にするとこれを例えばいろんな補助事業の裏負担という町の負担に当てると、ひょっとしたらこの２億千万というのは、６億、７億ぐらいの事業ができる。事業規模でいうとそういった予算になることも考えられます。

どうよくいろんな方々が、戦略的縮小という言葉在最近よく耳にすることがあります。地域社会、この今の高齢化社会をどう維持しつつ、どう人口減少社会に合わせた社会をつくっていくかということは、今から準備していかなければいけないなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○５番（清水紀人君） 一般質問の初日に町長がふるさと納税の事業を外部委託することも考えているということで言われておりました。町長がおっしゃったお言葉に、職員の言葉にもう業務としては無理があるということで、職員の方がこれ以上は無理だという言葉が言われまして、町長がはっとしたというエピソードを話していただきました。

それで、耳を傾け対策を考える、これからも行政を守っていくことにつながっていくと思うのですが、外部委託をする、この私立へも民間園も同じですけども、このふるさと納税外部委託をするかどうか分からないのですが、外部委託をするのが悪いというわけではなくて、やはりそこは今後うまく使っていって、今戦略的縮小ということも言われましたが、やはりそこは大変重要なところで、今後確実に人口が減るというのは分かっております。それで税収も減るというのは分かっております。ですから、そこを見極め、外に出せるものといいますか、外

部で任せられるものは外に出して、これからは行政を守っていく手段として使っていてほしいなと思っております。

これで最後に。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今町もいろいろ外部に出させていただいて、例えば今計画していますのが観光DMO、商工観光課が百貨店とか、そういったところに展示会に役場の職員が行くのではなしに、現場のその観光に携わっている方に行ってもらう。それも国とか観光いろいろな補助メニューがありますので、そういったのをDMOで取っていただいて、積極的に町の観光を盛り上げていただくとかそういったのがあります。

ただ、いま一つ課題になってきていますのがその受皿、今度外部の団体になってくれる団体があるのかどうかというのが今一つの受皿で、実はその部分も人手不足など、今いろいろな話があって、永平寺町は幸いまちづく会社がいろんな形で運営をしていただいています。

ただ、まちづくり会社も法人ですので、何でもかんでもというわけにはいかなと思います。まちづくり会社をはじめ、またいろんな民間の活力、これはフルに使っていくことは、常に念頭に置いております。

先ほどお話ししたとおり、永平寺町の事務的職員は、県内で2番目に少ない数の中で、どうしても民間の力を頼っていくということは、必然的なことになってくると思いますので、民間の活力を生かしながら、次の世代につなげるようにまた頑張ってもらいます。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ぜひともお願いいたします。

ただ、だけ戻りますが、一般職員さんの数、おおい町8千に対して永平寺町は33人少ない。もう一つ、どこでしたっけ、越前町ですね、63人、永平寺町が少ない。もう本当にこれはびっくりする数字であります。それだけ皆さんにかかる負担も大きいのではないかと考えております。そういったこともぜひ解消していただきまして、安心・安全、健全な運営を図っていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、実はこれ、今行政を守っていくということでお話しさせていただきましたが、題名負けしているかなという思いもあるのですが、これ永平寺町の商工会の年賀会がありまして、福井県の観光連盟、地域町まちづくりマ

ネージャーの佐竹氏の講演から一部引用させていただきました。

「行政の適正な運営を維持する」、これは佐竹氏が商工会会員さんに向けて発したことですけども、「行政とは政府や自治体が行う公共の仕事を示します。行政を守るとは、行政機関が適正かつ円滑に機能し、国民や住民の生活を支える役割を果たせるようにすることを意味します。」、私はこの言葉に強く心を奪われたと言いますか、まさにこれからここに力を注いでいくと言いますか、これを重視していくべきだと。それがいろんなリスクによって、これができるかどうかというところで今後動いていくと思います。それを安定させるために、またぜひ皆様、今少ない人数でやっておりますが、ぜひとも頑張ってちょっと上からで申し訳ないですが、頑張っていってほしいと思っております。

最後には、これは私も愛読していると言いますか、唯一本棚に1冊あるのですけども「ニーチェの言葉」という本がありまして、また、「脱皮できない蛇は滅びる」という言葉があります。それは今後の町の方針と言いますか、いろいろなところにこれを念頭に考えていかなければいけないかなと思っております。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 次に、6番、金元くんの質問を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は今回、当初は三つの質問、最後に町長の所信からということで付け加えました。

一つは、大人のひきこもり対策へ町はどうするのかということで、これまでも何回か質問しましたがけれども、この問題について質問したいと思います。

二つ目は、本気で再生エネルギーの活用を考えてみませんか、ということです。

三つ目は、新しい農業基本計画の目指すものは。

四つ目は、町長の所信に対して一言言いたいと思います。

一つ目の大人のひきこもり対策町はということで早速入っていきますけれども、最近新聞で「非正規、ひきこもり100万人が苦境。就職氷河期世代サポート急務、親の介護、年金、住宅、増す不安。自己責任論で遅れた政策」と、こんなマスコミでこの問題については度々出ていますけれども、最近また特集もされているということがありました。

という意味では、新自由主義でのその設定の入り方の一つでもあるのですけども、いわゆる大人のひきこもりについては、就職しなかった怠け者との社会の見

方というか、レッテルの貼り方がいろんなところであったように感じると思います。

最近ではNHKでも秋田県の藤里町での、これは人口4千人の町の話ですが、ひきこもりにさせない取組が、プロジェクトXとして報道されていました。いわゆる15歳から60歳までのひきこもり全国146万人と、厚生労働省の22年の白書で示されている内容であります。数字でもあります。

本町でも全国調査の結果からすると、500人程度の人がひきこもりになっているのではないかと推計されていますが、調査されていないので人数は分からないところです。

ひきこもりの原因は、怠け者だからひきこもりになったのではないと、国も指摘しているところでもありますし、いわゆるリーマン・ショックに端を発した就職氷河期やリストラの嵐、学校等での人間関係など社会的要因にあると指摘されているところです。

この問題については、これまでに私を含めて何人かの議員が取り上げ、町に対策を迫ってきましたけれども、町は答弁で「調査もしない、特別な取組をしない、相談があれば関係先とつなげていく。だからやっているのだ」との答弁に終始していましたけれども、今でもその姿勢は変わらないのか。

また、いわゆる就職氷河期世代を中心とした、大人のひきこもりの原因については、町としてはどのようにお考えになっているのか、まずここを聞きたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それはお答えさせていただきます。

プロジェクトXで出た内容については、私も拝見させていただきました。藤里町の社会福祉協議会のひきこもり支援の話でございまして、ひきこもり等の実態調査からアウトリーチ、訪問等による調査とか情報提供、それと地域ぐるみの支援ということで居場所づくりですね、就労訓練とかという場所をつくったという話でございました。

挫折と試行錯誤を繰り返しながら、何年も時間をかけ全員の社会のつながりを取り戻したということで、ひきこもり支援のモデルとなるという話であります。大変興味深く見させていただいたところでございます。

それでご質問の氷河期世代のひきこもりの原因についてですけれども、原因は様々であると考えています。学校や職場で何らかのトラブルがあったなど、引き

籠るきっかけははっきりしていることもありますし、家族にも、時には本人でさえもきっかけや原因が分からないということもよくあります。

また、ひきこもりは一つの要因で起こっているのではございません。様々な要因が影響し合った結果、起こっていると考えております。

例えば、学校や家族でいろんな状態があったということと、生活困窮といった複合化した要因がっていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） これまでの町の答弁は、調査もしないということでした。対応については相談があれば、それに乗ってつないでいくということはお聞きしているのですが、それについては、その姿勢はこれからも変わらないのですかと。それとも何か特別な取組というのは、お考えになっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 現在ですけれども、ひきこもりについては、介護とか障害、生活困窮に関する相談とか、民生委員等からの情報提供により、ひきこもりをしている家族が判明しているケースがほとんどでございます。

令和7年度4月から開設するこども家庭センターでも、不登校などのひきこもり案件を扱うこととなります。この場合一人一人の背景にどのような要因があるかを把握した上で、ご家族の意向に沿った形で、個別で支援をしている状態でございます。

今後の取組ですが、ひきこもりの事例でも先ほど申しましたが、子供とか障害、高齢者、生活困窮といった複合・複雑化した課題を抱えたケースが多くなっております。

このような状況を踏まえまして、令和7年度からはこういった複合・複雑化した課題を包括的に支える仕組みとなる重層的支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 先ほど藤里町での取組については、プロジェクトXで見られたということですが、いわゆるこの藤里町で取り組まれていたというのは、この課題が社会問題になる以前から、どうも藤里町では取組を始めていたということについて、僕もどうやったのかということで、私の知っている看護師とかケアマネとか、そういう福祉関わっている人たちにそういうことを聞いたら、いや10

年以上前にはもう既に藤里町でのいろんな取組というのは、話題になっていたと
いうことがあるのですが、今の答弁聞いていますと、包括的な支援体制を7年度
から組んでいきたいということですから、この一つはそういう藤里方式とい
うのを、いわゆる本庁でも厚生労働省がその一つのモデルケースとして示してい
たわけですから、調査研究されたことがあったのかということと、もう一つは、保
護的ないろんな取組をやらうとするにも、現状をどう使うかというのが大事だと
思いますね。それをどうしていくのかということをお聞きしたいですね。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 藤里方式というのは、以前からあったのは事実です。

ただ、私が聞いたのは最近だったということで、これについては申し訳ござい
ませんが、現状をどう把握していくかというところですから、対策を進める
上で一つ課題がございまして、ひきこもり対策というのは、専門性ある職員、マ
ンパワーがまず必要となってきます。

また、ひきこもりに行っても会えないというケースが何回も多くて、何回も何
回も通わなければいけないと、長期的な継続的な支援が必要という形になってお
ります。

またアウトリーチ、関係機関との連携についても、まだ十分に整ってないとい
うこともあって、令和7年度よりそういった体制を構築しながら、これまでより
も、もうそういった人たちに積極的な関与ができるよう、また地域全体でひきこ
もりといいますと、非常にその人にはつらい体験とか、1人で解決できなかった
生活上の問題が背景にありますので、そういったことについて地域全体で固定観
念にとらわれないといいますか、価値観や生き方を否定しない多様な生き方につ
いて温かく見守る体制を構築していきたいと考えております。

また、全国の事例を見ますと、ひきこもりの実態調査とかについては、地域福
祉の中核団体である社会福祉協議会が積極的に関与しているところもございます。

ですから、社協さんと連携を協力しながら、先ほど話しました受皿となる重層
的支援体制の構築と併せて、進めていきたいと考えているところです。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 今私と福祉課長だけで藤里方式とかいろいろやり取りしてい
ますが、つい先日NHKのプロジェクトXでもその取組が特集報道されていたわ
けです。表題は「人は何度でもやり直せる」ということで、人口、これ秋田県の
白神山地を抱える町ですけども、人口4千人のこの藤里町では、まず社協さんに

関心を持つ専業主婦の方がいて、その人を中心に上司に相談して、何度も何度も跳ね返されながら、率直に言ってしまうと怒られながら、その問題に首突っ込むと大変になるよと言われながら、その問題を取り上げてきたと。相談して協力している人も出てきて10年たったと言っていましたけども、まずは調査をということで、一件、一件訪ねて、要になるのは民生委員とか介護に関係している人、地域包括支援センター、保健師、こういう人たちから聞き取りをして調査した結果、町内にこの4千人の人口で113人のいわゆるひきこもりの人がいたと。

現在では、このうち86人が介護施設や民間で働き始めていると、113人のうち。さらに残った27人は、医療や福祉につなげた。その拠点の一つに先ほど就労施設と言われましたが、コミットという食堂みたいなところをつくって、これ社協がしてくれるはずありませんから、行政の支援があってできているのだろうと思いますが、そういう食事処をつくって、そこへそういう引き籠っている人たちに呼びかけて運営してきたと。

今ではこの拠点の一つがひきこもりの人だけでなく、障害のある人たちへも含めて誰でもが働ける拠点となっている。この町では引きもひきこもりをゼロにして日本中を驚かせたというのは、プロジェクトXの内容でした。

ただね、聞いていると面白いというのかな、いろいろ感じるころであるのですが、ひきこもり状態の何人かを見ていたけれども、この担当者の人は対応が遅れると、対応は本当に大変なると。いわゆる最近言われるのは8050問題というのですか。親の介護でいろいろ帰ってきて、両親の介護や親の介護をしているうちにひきこもりになってしまう。親が亡くなると途端に親の年金がなくなるわけですから、大変なる。

しかし、高齢になっていて、就職しようにもう職がない。

結果、働き口もなく、生活保護に頼らざるを得ない方向が見えてくるということが、この報道の中でも見えていたと思います。このプロジェクトXの内容について、先ほど言いましたように知人とか、ヘルパーとか看護師さんに聞いたら、随分前からそういうことは話題になっている。

この藤里方式の取組の特徴は、それまで治療が中心だったひきこもり、いわゆる社会参加と言いますか、そういうのを加えたということは、いろんな課題解決の方向に向けて大きいものがあるという専門家の発言もあります。

その途中で今から2015年には、生活困窮者支援法というのができて、その中にひきこもり等の文言も入りましたが、働きたくても働けなくなるなって

しまった人たちに働ける場をつくってきたと。ここの社会福祉協議会のこれらの取組をやってきた人たちは、常識を次々と打ち破った、常識を覆した人たちとの評価があったところです。私も目からウロコでした。

今後、この大人のひきこもり問題、どのように対応していくのでしょうかということでは、今実態調査もできるような体制をとっているのですが、現在既に地域では民生委員さんも地域包括センター、介護で訪問されている人も保健師さんもこういう人たちがいるわけですから、そういうのをまず意見をどっかでそういうのを見たことないかということを集めるだけでも、かなりの情報が僕は既にもうあると思いますね。この町はそれもしないという答弁やったので、その辺はどうでしょう。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 先ほども説明させていただきましたが、既にそういった8050の問題ですとかそういった案件については、介護の相談とか障害の相談とか、そういった相談で既に把握をしております、実際に支援を行っております。

何回も家に通うのですけれども、本人には会えないし、親の人は何も問題はないよとか、そういった問題で大変苦勞して、継続的支援にとどまっているケースが非常に多くなっている現状でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 今課長が言われましたように、訪問して家族に話しても、「うちは何ともない。何とかなる」ということで相談しない。なかなかその相談してくれないというそういう状況が実際あるようですね。

それでもこの藤里町では、訪問を続けていろいろつないでいったということですが、ただ、ここで僕はひきこもりの皆さんのいわゆる名誉のためにもと言うのですか、いわゆるひきこもりと言われることのイメージですね。これはどっかで払拭しなければあかんと。

これはある意味、ひきこもりという人たちは、何をするか分からない怖い人たちというイメージが、この間つくられていたことがあった。これ何かって言うと、少年のバスジャックというのが、今から十何年前かに中国自動車道であったと思いますね。

とか、37歳の男が、女性を15年間も監禁したと。いわゆる社会との関係を絶っていた、そういう人たちというものたちが起こした事件から、マスコミなん

かもそういういわゆるひきこもりとの連結というのですかね、のつながりを分かったような報道をしてきたことから、ひきこもりというのは怖いイメージを持たれるような言葉になってしまったのはあるということですから、この辺は十分考えていく必要がある。

ただ、本当に食えなくなると、仕事を求めて何とかしようとする人たちもいるわけですから、そこは声かけが大事かなと。

とにかく訪問して「困り事ありませんか」と、うわさになっているから訪ねて行ったのだけれども、「うちは何ともないよ」と言われるのが多い。それ以上踏み込めない。逆にほじくって歩くのが悪い、嫌なものと取り組んでいる側の良心とか何と言うのですかね、そういうものも湧くような、その仕事ではあるという話ですが、コツコツとやってきた結果が、その町ではひきこもりをなくしてきたということもあるので、一定の準備をされているということですが、それを着実に進めていくためにね、以前とは随分違うような答弁になっていると思うのですが、一緒でしょうかね。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） ひきこもりについてですけれども、ひきこもり状態や生きる意欲を失っている人なんかの場合は、訪問や声かけというのが非常に関わりを持つということが非常に大事だと思っています。

そういう意味で、令和7年度以降、社会福祉協議会とかほかの関係団体と連携を取りながら、そういった体制を構築していきたいと考えているところでございます。

金元さん最初のほうに言われたのですけれども藤里町の場合、大体2.8%の方がひきこもりということで、本町で数えて大体500人ぐらい。500人ぐらいを一気に調査して対応するということ、非常に現状では負担が重いということですので、そういった体制も整えながら準備していきたいと考えているところです。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 恐らく500人ぐらいいらっしゃる推計になるということで、僕らも大変大きい、ある意味重い課題だなと率直に思います。

ただ、藤里町の状況を見ると、そういう中から介護とかそういうところで働いて、今主力になっている人たちもいらっしゃるという話を聞いているので、僕はそういう確実な労働力をどう引き上げてくるというのですか、一緒になって働ける状況をつくっていくかという意味では、やりがいのある仕事ではないかな。

ただ、これ社会福祉協議会、藤里町ではやっていったのですが、こういう小さいところ社会福祉協議会って行政と一体ですから。そこを忘れずにきちっと押さえていかないと大変なことになると思うので、ぜひそこは何かとても言いたそうな顔しているのですけど。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 地域福祉は社会福祉協議会の理念の一つ地域づくりを盛り上げるというところがございます。

うちも先ほどと言いますか、この質問を受けてから社会福祉協議会委員の方ともお話をさせていただいて、こういった問題についても連携・協力しながらしっかりやっていこうねという話をしていますので、共に頑張っていきたいなと思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今答弁ありました。いろんな情報を集めて、社協さんと話をしながら、協力をしながら進めていくことが大切だなと思っています。

それと、こども家庭センター、こういう引き込むと家から出られない、そういった状況を早く解決をする相談の窓口、実はこども家庭センターって29歳までが対象になります。29歳までが対象になりますので、そういったいろいろな相談をお聞きしながら、解決をみんなで考えていける、相談に乗っていける、そういった環境も大事ななと思っていますので、早く社会に出られるような体制を支援してあげるのも大事ななと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 次、二つ目の質問に行きます。時間が押してくるので。

二つ目は、本気で再生エネルギーの活用を考えてみませんか。これは日本全体のそのカーボンニュートラルにも、大きな貢献になるのでないかなと思うのですけど、この問題は言いたいことが随分あるので、一気にそれなりに指摘してから答弁していただきたいと思います。

今我々の前には、地球温暖化や世界の食糧庫のウクライナへのロシアによる侵略や、イスラエルによるガザへの人道に認められない虐殺の中、我が国では、円安も加わって食料品のみならず、電気料金を含むあらゆる物価が跳ね上がっているところです。

こんな中、再生エネルギーによる電力を大手電力より、安価で供給されている自治体も全国にはあると聞いています。長野県の飯田市とか、群馬県の中之条町

のことです。

さらに、富山県では小水力発電は3千カ所とも4千カ所とも言われています。この辺り私も間違えるので申し訳ないです。川の左岸・右岸を川の上流に向かって言っていましたので、それ全く逆です。下流に向かって、河口に向かってですから、ここに左岸と書いてあるのは右岸です。申し訳ないです。僕は右寄りちゅう意味ではないですよ。

石川県では手取川の右岸用水の活用で、小落差式の小水力発電を3カ所行っていました。2カ所は北電で、私の視察をしたのは土地改良区の施設で、確か1千キロワットの発電だったと思います。

この用水は、手取川右岸一帯4千ヘクタールへ水を供給している規模ですから、規模でいうとちょうど芝原用水が、九頭竜川左岸4千ヘクタールぐらい供給しているのではなかったかと思いますから、この程度の大きさです。この1千キロワットで旧松岡町の市街地の電力ぐらいは供給できるという話でした。

ちなみに、手取川左岸用水にも土地改良区が1基、これ違う土地改良区ですが、小水力発電所を持っているとのことでした。これはもう少し規模が小さかったように思います。

ところが、福井県では小水力発電所というと、今庄の榎谷ダムからの農業用水で1カ所、ひょっとすると今2カ所になっているのかもしれませんが、やっているだけです。議会もこれまでに小水力発電所の視察へ、石川県や富山県、岐阜県へと何度も視察に行っているところです。

ただ、本町でも、河川を活用した小水力発電を計画してはどうかということで、永平寺ダムの水を活用してはどうかとして調査をしたけれども、ダムの水の量もあって実際に設置とまではならなかったと思っています。

ただ、十郷用水や芝原浄水の暗渠化時には、旧松岡町議会からも小水力発電所を設けてはどうかという申入れをしましたけれども、金がかかり過ぎるとかで他の例の視察なども、ほかへ視察に行くことも全く行われずに、断念することになったと思っています。

しかし、本町には他に例のない好条件もそろっているところです。

一つは本町には大河川が流れていて、十郷用水は九頭竜川右岸約8千ヘクタールに水を供給しています。また、芝原用水は左岸が約4千ヘクタールだったと思うのですが、水を供給しているわけで、2本とももうこれは北陸でもかなり大きな農業用水路ですが、この農業用水路が流れているわけです。ひょっとすると、

ここからは工業用水も取っているかもしれませんが、そのような規模です。

二つ目の有利な点は、農業用水はその水ですが、農繁期しか必要としません。冬期は水を絞ります。小水力発電となると年間を通して通水、取水の必要が生じてくるわけですが、芝原用水には幸いにして五松橋の上流に、また、十郷用水は学園の西側に、九頭竜本流や大谷川への水の放出口が設けられているところです。こんな好条件のある地は、この福井県内にはほかにありません。

私は大規模な十郷用水やまた芝原用水を利用した小水力発電等への活用を、本気になって考えてみてはどうかを提案したいと思います。町ではぜひ担当者を決めて研究してはどうかと思うのですが、そして町民に大手電力より、安い電力料金で電気を供給してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） それでは農林課のほうから、十郷用水と芝原用水の活用について回答させていただきます。

小水力発電に適した環境と言いますと、水車を回すに必要な落差と水量を確保する必要がございます。なお、永平寺町内の農業施設では先ほど述べました適地がなく、まず小舟渡土地改良区、御陵土地改良区につきましては、平成27年と29年度に国の補助を活用して、小水力発電の可能性調査を実施しております。そのときの結果は落差がないため、採算が取れないという理由で断念をしています。

吉野土地改良区につきましては、荒川の河川水が安定しない、流速がないために断念しております。なお、現在芝原土地改良区では、福井市の中ノ郷、二タ口、光明寺、高木の4か所で小水力発電を稼働してまして、四つの発電所の発電状況がよければ、今後この事業導入について検討するという回答を得ております。

また、十郷用水につきましては、九頭竜川右岸幹線につきましてはパイプライン化が進んでおりまして、管の損傷を防ぐために所々に調圧水槽が設けられますので、今回発電をするためには事業には不向きということで、計画当初から断念をしていますという感じで芝原のほうから回答を得ております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） では、私のほうからは、九頭竜川活用についての水利権を含めた一般的な課題ということで答弁させていただきます。

まず、水利権につきましては、主に河川法に基づきまして国や県が水の使用許可を与えることで、水利権が付与されています。水利権は水の利用において、公共性と公平性を確保するために存在しますが、水は有限な資源であり、過剰利用や他者への影響を避けるために、特に一級河川は国が国や県が管理する河川として、その規模や重要性から水利権に関連する課題は複雑だと考えています。

九頭竜川を直接活用する場合には大きな課題としまして、農業用水、工業用水、飲用水、漁業、発電など多くの利害関係者との調整に時間がかかります。

また、近年は気候変動とか異常気象によりまして、渇水や豪雨など極端な気象現象により水量が不安定化していることも大きな課題となっています。

さらに、新しい発電所や工場が建設される場合には、歴史的に認められた既得水利権と、新たに利用を希望する事業者や団体との間で対立することも考えられます。

このほかにも大きな河川では土砂や漂流物も多いため、損傷や詰まりのリスクなど利用目的や計画する設備の内容にもよりますが、幾つもの課題が発生すると考えられます。

なお、今回今議員から提案されました、農業施設の利活用に関して水利権につきましては、既に許可を得ている流水を利用して発電を行う従属発電となるので、手続に関しては簡素化されているところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 九頭竜川の水を使うというところで、落差があまりないから、前回パイプライン化のときには、それ一步踏み込めなかったという話ですけど、手取川右岸の土地改良区がその補助をもらってつくった小水力発電所は、落差は2.7メートルです、確か。小落差式です。

そういうことを考えると、水量がかなりありますから、そんなにその辺は悩まなくても私はいいのでないかなって思っているのですね。これまでもいろいろ聞いてきて。

ただ、いわゆる九頭竜川の水を農閑期も利用することなどを含めて、一応今土地改良の施設になっているのですが、放水口までは、その五松橋上流の放水口とか、学園の放水口等については、そこまではそんなに土地改良の権限も大きいわけじゃないけど、土地改良といえども国の大きな補助事業を受けてやったし、この自治体からの負担もあったわけですから、その辺はいろんな課題をここに来て

1 回整理してみるのもいいのではないかなと。

ただ、難しい難しいというのは、よく分かっているつもりでいます。私も土地改良やっていますから。土地改良区には補助があって、小水力発電やるのですが、その電力は土地改良区内で処理することという条件があります。でも今は違いますね。いわゆる送配電に乗せれば、どっかで利用すればいいわけですから、そういうことも可能になる。そのことを考えると、この先ほど示しましたが長野県の飯田市とか、これは太陽光を中心に行政の外に民間のいろんなそういう、ほとんど行政の職員がやっているのではないかなと思うのですが、電力を立ち上げたと。

群馬県の中之条といういわゆるハッ場のダムで話題になったその位置はえん堤とか、かかるところではないかなと思うのですが、水を利用した小水力発電も含めてやっているということですから、研究の駄目、駄目と言っているのになしに、何とかこじ開けて。全国で特区というのをつくっていると思うのですね。そういうのも本当に思い切って申請して、そういういろんな権利を払いのけても、例えばですよ、工業用水に使っていてもその上流で使って、その水をどっかへ捨ててしまうというわけじゃない、また使えるわけですから、農業用水を利活用すると同じような方法ができるのではないかと。

だから、そういうことを本当に 1 回研究してみる、交渉をしてみる、可能性も協議してみる。研究してみてどうかということを、本当に思い切ってやってはどうかと思うのですが。

僕はそこで発電すれば、小水は施設には大きな金かかりますよ。10 億の単位のお金がかかるのではないかなと思うのですが、にしても町内に一月電力に払っている電力料金考えてみると、何億という金が行っているのではないかなと思うのですけれども、そういう金も行政として地域内で回すことができる可能性も出てくるということでは、大きい効果がある。

さらに研究に当たっては、ここに県立大学もあるので、若い人たちでこういうことには、小さな実験装置使って発電してみるというのも、すごく興味津々やと思います。そういう人たちを巻き込んでできるような、行政から支援をしていますから、ふるさと納税ね。そういうことに活用できる可能性探ってみるというのは、この際ぜひやってほしいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） ちょっと特区のことについて申し上げます。

今ちょうど特区の申請というところについて、内容が今明確でないっていうと

ころがあります。数字系とかそういうところについて特区を使うっていうのはなかなか今厳しいのかなと思っておりませんが、今概要と状況について申し上げます。

特区につきましては、民間事業者が地方公共団体による経済活動や事業を活性化させ、新たな産業を創出させるために国に行う規制緩和をして。その特別措置が適用される特定地域のことをこれ指します。

特区に認められますと、国から財政支援がありまして、申請した計画に基づいて財政支援を受けていくと。そのとき合わせて規制緩和を受けるという形になってまいります。

調べましたら、栃木県に平成24年度にこういう小水力の申請をされているところがあって、あるいろんな理由から平成31年に申請者が取消しをしているというところがございます。

特区の視点には、申請した目標の持続性というのが求められます。事業に取り組む企業や、協議会等の需要の見込み、このノウハウの普及、あとは指定後に国から規制の特例を受け活用した事業の実績ですね。あと自己評価、これが求められます。その点も考慮した上で、やっぱり申請をしていかなければいけないと考えております。

県内の状況でございますが、県内のほうではこの特区に指定されている市町村は今のところございません。

特区につきましては、やはり地域活性化につながる取組でございます。今後また情報収集には進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この発電所、冒頭農林課長の答弁でもありましたように、実は2土地改良区が国の補助金を利用してやろうと思って調査をかけています。その調査でやはり収益が上がらないということで、断念したという事例があります。

町としましてはそういった事例がある中で、もちろんそれから新しい技術ができるなど、法律が変わってきて研究はしていかなければいけないと思いますが、そういう情報がもう成り立ちが厳しいという情報の中で、パッパッパッと行ってしまっただけで赤字が出てしまった場合、これ町民の皆さんの逆に電気代を還元するのではなく、町民の皆さんの負担になってしまうことが考えられ、ここは調査の中で厳しいという回答が2か所出てきていますので、慎重にならざるを得ないところがあるのは、ご理解をいただきたいなと思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、九頭竜川の使用にあたり、また法律が変わってきていたり、また新しい技術ができてきたり、水利権も何か緩和されているようなことも、今回の質問で分かったところもありますので、また引き続き研究をさせていただけたらなと思いますので、その辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 水力発電で小水力発電というのは、水力発電ですから、あんまり新しい技術は関係ないかなって僕は思うのですが。

でも、小落差でやっているのが、用水路の特徴です。国はやりたくないからそういう結果出したのでないですか。採算合うとか合わないとかっていう、当時はそういうお金がかかり過ぎというのが第一だったと思いますよ。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 当時、御陵土地改良区はやる気が満々で、どちらかと言うと、町がその水利権とかいろいろある中で、漁協さんともお話を間に入れてさせていただくなど、もういろんな補助の申請を進めている中で、その調査結果、これは国が調査したのでなくて、国の調査をする補助金を頂いて、御陵土地改良区が調査をした結果、本当に断念せざるを得ないと、これ物すごく御陵土地改良区の後には落ち込んでいた。何とかやりたかったという思いがあったので、そういった点で、しっかりその落差とか水量とか全部調査した上でのご報告だったと思います。残念だったと思いますので、ただそれももう8年、9年ぐらい前か。それぐらい結構昔の話になってきて、またあのときの技術がと言いますけど、また変わっているかもしれませんので。

ただ、小水力発電、永平寺町は風力も太陽光も雪国ですし、水が一番そのエネルギーになるかなって思いはありますので、またいろいろな形で研究していきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） その五松橋の上に芝原用水の落差方法が設けてありますよね。落差をわざわざ造ったの。落ちる段差はね。その上流で九頭竜川のはけ口があるのですが、その落差見えていても、それは十二分にできる落差です。そこでどういう研究したのですか。

僕は申し訳ないですけど、御陵の土地改良区が計算したのは、向こうからの枝線での計画だと思いますね。本流ではないですよ。そういう意味では、それで

合うかどうかというのは、利用する戸数の問題で。それはもうパイプライン化の行政が金出す条件として、我々はそれやったらどうやって提案しました、議会として当時。それに対して金がかかり過ぎるという、要するに採算も合わないし、金がかかるしで終わったのです、確か。

まあ、いいです。私が言いたいのは、少なくとも芝原用水は落差工まで設けている。何で造らんのかなと思って。確かにあそこをつくったら、ひょっとすると低振動の問題があるのかもしれないですよ。でも、水の流れること自体が低振動ですからね。そのことを考えると、あんまり音がよっぽど大きくない限りは、関係ないですよ。

だから、条件としてはすごくいいです。そこは判断するかどうかです。石川県の手取川の右岸の用水、2.7メートルぐらいの小落差と言っていましたけど、低落差と言っていましたけど、そこでの話を聞いたときも、そんなに金かけてやったって、十七、八億かかったって言ってなかったかな。そんなに金をかけて改修できるのかって話が実際あったそうです。

でも一番メンテナンスさえすれば、直しをするのは確か水力発電でしょ。土砂でも入り込まない限り。そのことを考えると、試された一つのものをどうしていくかと、一度そこらはかなりしつこく、深く、難しい課題だからこそ言及してみるのはいいのではないかなと私は思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いま金元議員おっしゃられた箇所について、一度また私たちも研究させていただきたいなと思う。どこの所有で、どういう権利があって、どういうのがあってというのは、調べてみる、研究してみる価値はあると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 結構そういうのは、新聞にも特集されて載っていたりするので、ほかの町での長野の飯田市の問題とか、群馬の中之条町の取組なんかについてもね、記憶はあります。

三つ目です。新しい農業基本計画の目指すものということで、ここは私自身質問する中で支離滅裂になるのではないかなとも思いますので、最初に断っておきます。

新しい農業基本計画を本町でも計画しているところです。これは国の新農業基本法、最近はこれを新しい農業基本計画とも言っているみたいですが、この制定

に基本計画に沿った基本計画を本町でもつくるということですが、この過程で気になる点があることから質問を準備しました。

国の新農業基本法では、食料の自給率の目標値と飼料用米の言葉はなくなったと言われているのですが、そんなことを聞いたことがありますか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 国の農業基本計画ですかね。今改正中ですよ。それとうちの基本計画の整合性という形ですかね。

一応うちの基本計画は、あくまでも町単独で目安として今後の永平寺町の農業の目指す方向性という形でつくっていきまして、国の基本計画と整合性は取ってはいけません。ある程度、町の方針として、目指す方向性として、うちの単独として作成した計画でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） それでいいと思います。町独自にいろんな課題があるので、それを克服するために町内の農業基本計画をつくるというのはそれでいいですが、国の状況を見てみますと、この法に基づく計画が策定されつつある中、2024年6月頃から、いわゆる米不足、米がないという状況が耳に入りだしました。去年の今頃ですね。そのうちにスーパーから米が消えたということが、マスコミにぎわしたわけですね。

国はこれに対し、新米が出回れば米不足は解消され、米の小売価格、店頭価格も落ちてくると言われてきましたけれども、この文書が入った頃は、10キロ7千円ぐらいって聞いていたのですが、今では5キロ4千円に近づいていると言われています。

米が余るから減反が必要だとして、減反政策がなくなって以降も、実際に自主的にという名目で、実態として米の生産面積を日本国内の消費量を計算しているとか、見込んで減反を現在も押しつけている中でのこの状況であります。

なぜ、こうなっているのかは、後に回しますけれども、このような状況下での本町の農業基本計画ですが、ある意味では米不足や野菜の高騰の中、消費者にとってはそれなりの価格で供給できるように、貢献できるというような方向性は見えるようになっているのだろうかというのが、つくった側の言い分としてお聞きしたいなど。それにこっちがいろいろ難題を突きつけるというわけではありません。感じているところを答えていただければいいと思います。

その計画の中にですが、目標の数値は示されているのでしょうか。いや、見て

大体野菜の作付面積とか、米の作付けというのは書いてあるのを知っていますよ、知っているのですが、目標の数値は示されているのでしょうか。

また、米不足への対応の足がかりは見えているのでしょうか。米の小売価格10キロ7千円は、この時期異常だと思ったのですが、今では5キロ4千円とも言われています。こう高くなっている原因は、どこにあると認識されているのか。率直になぜでしょう。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 米不足の件につきましては、食料自給率のアップという形で農業基本計画の食料、食育、地産地消の推進のところで明記をさせていただいております。

あとは米の価格につきましては、米の相対性取引価格といいまして、JAなどの大手に集まって出荷業者さん、あと取引した金額で価格を決定しているわけでございまして、特段町が米の確保設定しているわけではございませんので、その点をご理解いただきたいなと思っております。

あともう1点は、すみません。もう一点、どうでしたっけ。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） なかなか国のやつが消費行政の問題ですから、なかなか難しい面もあるかなと。

ただ、今小売は非常に高いですが、生産者の手を離れるときというのは、それほど高くなかったですよね。特に生産組合なんか、毎年安いときもそれなりの値段で買ってもらっている人たちには、かなり安い値段で今でも販売しているというのを聞くと、百姓ってもうけが下手なんやなって自分を含めて思うところです。

今度の計画では、農業者は安心して米づくりに励めるようになっているのか。以前一俵あたりの原価を質問したところ、ちょうど課長が、島田課長ではなかったですが、県に聞いた。県が言うには、一俵当たり1万三千何百円だということを知っているということを言われたので、私はそれひょっとすると、我々働く米作る側の時給入ってないのではないですかと言ったら、実はそうですということで、2020年の時期を調べたところ、稲作農家の時給は、時給181円でした。2021年には何と、時給10円です。こんな時代があったですね。一俵1万2千円でコシヒカリ、去年、一昨年の話はそれくらいですよ。2千円から3千円台やったと思いますが、ペットボトル1本に直すと、1万2千円で100円だとかここで示したという話ですけども、当時、1俵、ハナエチゼン9千円でしたからペ

ットボトル1本75円ですね。こんなんでも本当にどうなるだろうって私は思いますが、これまでそういう状況で放置されてきました。

ここで米騒動、今年も起こり得るのだろうかという話ですが、皆さんご存じかもしれませんが、さっき減反の話をしました。なぜこうも米が足りないのか。2023年6月から24年6月の米の需要量、消費量ですね、全国で705万トンです。

一方、2023年の秋のより一昨年の米の生産量は、661万トン、不足44万トン。2024年去年の秋の米の生産量は683万トンとされていますが、確かに増えました。それでも12万トンですか。22万トンですか、足りないです。

つまり、このままいけば、このまま減反進めれば、来年もまた今年も米騒動になる。備蓄米15万トン崩しても、全然影響ないってことです。

しかし、これが安い米の値段が放置されてきた状況ですから、そういうようなときに、行政もやっぱりそんな実態を国のほうに上げていく必要があるのではないかと率直に思いますが、その辺はどうお考えでしょう。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） マスコミ報道によりますと、今年の秋も米不足になるのではないかという報道がございました。

米の価格につきましては、町がどういうレベルじゃございませんが、町としてもまず県、農協のほうにはそういった対応ができるような形で、意見を聞きたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） もう時間ないので、割愛して最後の質問、町長にこれを聞こうと。町長の所信から各種事業の内容については示されたとおりですが、まちづくりこんな考えの基にこんな事業を行うというような、何でこの事業を行うのか、何が7年の目玉になるのかも含めて示して欲しかったと私は思っています。

その中で一つ具体的に言いたいのは、五松橋添架の上水管の布設替えについては分かるのですが、能登地震の災害の教訓や埼玉八潮市の下水管の事項等の教訓から効率上、処理場を一本化することはいいなと思っていたのですが、本町の五陵川下水処理場へ一本化している状況があります。バイパスはありません。活断層が本町の下水を横切っていることから、福松大橋ルートの問題は心配です。そ

の上、御陵は液状化の心配もあるわけですから、例えば今後の上水管の五松橋添架ときに、そういう下水のいわゆるバイパスのことを研究するとかということはないでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、初心あれがなくてすみませんでした。

ただ、いろんなところで皆さんの声を聞きながらつくっていった予算ですし、あと目玉については主要事業という形で、皆さんには予算についてはお示しをさせていただいていますので、またそれを一読いただけたらと思います。

また、水道のお話ですけど、先ほどの上田議員の質問とよく似た質問になるのかなと思っております。令和7年度より9所施設、処理場やポンプ場重要施設、救急病院や避難所等の管路の耐震対策の基礎調査を行い、その後具体的な液状化の分布や活断層なども考慮し、永平寺町下水道の地震対策計画を策定していく予定です。

その中には主要幹線の一つである松岡污水中継ポンプからの汚水を送水している、福松大橋ルートの管路も含んでおります。まずは、管路調査、診断を行い、その結果を踏まえ、応急耐震化などへの対策を検討してまいります。

○議長（酒井圭治君） 一言、はい。

○6番（金元直栄君） 何回一般質問しても大体自分の言いたいことちゃんと言えたんかなと思うところがあります。特に今回は、町長の所信についていろいろ質問を提出した、これやり合いたかったなとは思っていたのですが、これもなかなかできずに終わったところです。残念です。

どうもありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午後 2時42分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、9番、滝波君の質問を許します。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それでは私からは三つ通告してありますけれども、最後の所信表明のところは、齋藤あるいは金元両議員がやられたので、また予算のときにいろいろお聞かせいただきたいと思います。

まず、デマンド乗合タクシー等公共交通計画ということではありますが、これ12月のときにも質問させていただきました。昨年11月に町は御陵地区と上志比地区で、デマンド乗合いタクシーの導入に向けての試行運転をすることを決められました。御陵地区では京福バスの減便やコミュニティバスの利用者減少、また上志比地区ではデマンドタクシーの要望があったということを受けて、試行運転ではありますがやるということでありました。

試行運転に当たってはまず、地域の方に事業の内容や利用の仕方を説明する会が御陵では7回、180人が参加、上志比地区では3回、389人が参加していただき、それに加えチラシの配布、ホームページ、広報等で事業の周知を図られたということであります。

そして1月から試行が始まり、9日の時点で登録者数が御陵で17名、上志比地区で30名と報告をいただいております。

1月から始まったわけですので、おおよそ二月が過ぎたわけですが、この2か月の経過の中での中間報告をお願いしたいと思います。両地区の対象者である65歳以上の住民数、デマンドの登録者数、月別の利用者数、利用の出発地及び目的地、利用者の意見等について報告できましたらお願いをいたします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、試験走行中の関係項目のこと、数値について申し上げます。

今ほど申し上げられたとおり65歳以上の地区の2月27日現在の数値で申し上げます。

御陵地区が494人、上志比地区が1,062、合計1,556になります。

説明参加者数は、先ほど申し上げたとおり全体で569人です。

登録者数につきましては、御陵地区が26人、上志比地区が96人となっております。全体で120人。

月別の利用者数につきましては、1月が御陵地区3人、2月が16人合計19人です。上志比地区の1月が4人、2月が12人となっています。合計16人です。

それで、目的地につきましては、御陵地区で2地区から乗られておりまして、行き先が松岡地区内の病院、松岡地区のドラッグストア、禅の里永平寺温泉、松岡地区の金融機関で、町立在宅訪問診療所となっています。

上志比地区につきましては、6地区から利用がございました。

行き先が福井大学病院、松岡地区の病院と歯科ですね。あと永平寺地区の歯科で御陵地区のスーパー、永寿苑、あと御陵地区のドラッグストアにという形になつてございます。

利用者の声につきましては、幾つかいただいております、ご紹介をさせていただきます。

「時間通りに迎えに来ていただけた」と、「帰りの時間の変更にも対応してもらえた」ということです。あと「免許返納しているのに、病院に活用できるので助かる」と、「運転手も予約する際の電話対応のほうも、どちらも親切で今後も利用したいという気持ちになる」と「次年度も継続してほしい」と。「夫の運転で外出していたが、都合が合わないとな外出を控えていた。デマンドタクシーで外出機会が増えた。町外にも行けるようにしてもらえると大変よかった」と、「これまで観音町駅で降りて松岡のスーパーで買物をしていた。デマンドタクシーを使い、御陵地区のスーパーに行けるようになり、便利になった。目的地をはしごして、複数寄れるようになるのもっと便利だと思った」と、こういうご意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） この試行運転で何を検証するのかというその目的についてありますが、バスの減便やコミュニティバス利用者減少の中、高齢者が利用しやすいであろうデマンドタクシーを、いかに使っていただくかなんだろうなと思います。すなわち地域が望むかどうかではありますが、今ほどの感想を聞いていると非常に良好だというようなことが分かります。

ただ、事業化への判断基準は、コミュニティバスの乗車人数を超えることと聞いておりますが、現時点ではコミュニティバスどれくらいの利用があつて、今の試行の段階の二月でそれを超えているのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今のコミュニティバスとの現状の比較という形かなと思います。

御陵地区のほうで言いますと、今現状はちょっとありませんが、去年の時点では1日平均で大体2人とか3人という形になります。

上志比地区につきましては、午前中と午後につきましては、児童の送迎に使っておりますので、そのときは18人ほど乗っておられまして、日中のほうは2人

とか、そういう状況でございます。

現状から申しますと、上志比地区については子供さん対象でもない対象、もともと対象の年齢層が違いますので、はっきりその場でどうかっていうのは申し上げられない状況ではございます。

もう一つ検証の項目と言うのですかね、それについてのお話ですが、何人が先ほど申されたとおり何人利用あって、どのくらいの経費がかかるかというその費用対効果の面というところが、出てくるのかなと思っています。

そういう一方で、利用者の声で紹介させていただきましたが、移動手段によって、先ほど暮らしが豊かになったとか、逆にないと生活が成り立たないというのも存在するかなと思っています。

輸送料の代償という、これだけに一定とらわれずに、やはり利用者からのアンケートとか、関係者からのヒアリングなどを通じて、やはり地域の声を反映した形で移動サービスっていうのを検証していきたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） いま検証項目をお伝えいただきましたけれども、そういう検証のときには、例えば専門家とか、あるいは民間の事業者の意見等をいただくのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 検証のときには、まず地区の振興会にもお声がけをさせていただいて、そこでご意見もお伺いしたいなと思います。

また、運営をされます事業者の方の声をお聞きしながら、また必要に応じて運輸局ですね、国の方とか、あとはまた県、あと地域公共交通会議の委員の方などからもアドバイスをいただきながら、検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 県内の市町では、路線バスの廃止等により、それに代わる住民移動手段の確保に苦心しているようであります。

美山町では4月より公共ライドシェアを導入するということですが、多分これは近所タクシーに似ているだろうと思います。その運賃が中学生以上で200円、12歳未満で無料ということですが、要は本町も近所タクシーを導入したときのように、いわゆる公共ライドシェアというのですか、そういうものを目指しでるだけ運賃を安くすると、もう少し利用者が上がるのではないかなと思われるわ

けですが、そういった考えは当初なかったのかどうかということと、ライドシェアにしようというような、今の御陵地区とか上志比地区とかというところを、そういうところも模索しなかったのかという問いと、あと運賃について、幾らぐらいの設定で今の近所タクシーでの差別化をしているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今公共ライドシェアとおっしゃられたので、公共ライドシェアと申しますと、今の自家用有料旅客運送となります。これ今の近所タクシーとか、あと今試行運行させていただいているデマンド型乗合タクシーというのがあります。

今いろいろ県内でもやっておりますが、私どもの近所タクシーというのは、やっぱりモデルにしているところも多いと思っております。

いま、なぜこちらのほうにできなかったのかと言いますと、実は以前もお話をさせていただきましたが、振興会さんにもご相談にこれを行っております。やはりその中でドライバーとしての担い手というのですかね、そういう方も必要でございます。そういうところでまたご協力いただけるかというお話をいたしましたところ、やはりまだお仕事もされている方も、地区としては多いというところもあって、なかなか急に取組めないというところもお聞きしております。

そういうところもありましたが、やはり議員さんもお存じのとおり、今後こういうところの課題というのは出てきます。そういうところでもどうしても対応していくことが必要になっていうところもありまして、今回事業者によりますライドシェアという形でできないかということで、今回だったということでございます。

もう一つは、料金のことでございます。料金につきましては、いろんな体系がございます。今ほかの市ですね、先行している市町さんの状況も幾らぐらいかかっているのかというのは把握しております。

それに先ほどの採算性というお話もございました。やはりその中でどれぐらいの料金がいいのかというのは、事業費とかいろんなところも見合せ見た中で、最終的に関係者の方もおりますので、お声を聞きながら決めていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 200円、300円の料金取っても、なかなか採算は合わないと思うのですが、ただ現在の施行は無料でやっているわけで、それ

を来年の１０月でしたか、１１月でしたか、もしもやるとなると、そこから有料になったときにどれだけ利用されるかというのは非常に心配なわけで、近所タクシーさんは確か３００円ですかね。大人３００円、子供５０円ですね、多分その辺がある程度県内の料金見ますと、その程度でないかなと私も調べたらそうですけれども、どっかその辺に落ち着くというような感じでしなければ、なかなか厳しいかなと思うのですけど、いかがですかね。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） おっしゃるとおり、近所タクシーとしては今３００円という形でやらせていただいております。

料金につきましては、今どのところの金額がいいのかということについては、また結果も踏まえて今決めてまいりたいと思うのですけれども、先ほどおっしゃるとおり地域で回ったときには、本施行になったときには料金がかかる、有料で料金がかかるものですというのは、皆様にご説明をしております。

今金額設定のお話になると思うのですけども、やはり利用される方としては、なるべくほかの市町の事例もございますので、金額を抑えた形というのは思っただけかなと思いますが、そこら辺の金額については少しまた検討してやってまいりたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 近所タクシーの施行のとき、あれただで無料で走らせて、その後料金をいただきますよというのでやって、あれが施行のときあんまり人気がなかったです。

ただ、皆さんのいろんな話を聞いて、最初はこっちのエリアしかないよ、こっちのエリアしかないよとか、制限があったのをどんどん撤廃して、また料金を頂くようになって、今度定期券という仕組みをつくって、定期を買ったらどんどん乗ろうということで、たくさん乗っていただいているという事例もありますので、もちろん利用料金というのも大切な一つの決め事だと思いますが、どういうふうにいけるか。

今回の町民の方の利用者の方の声でも結構厳しいかもしれませんが、県外、町外へ行けたらいいとか、いろんなどこ回れたらいいとか、こういうニーズをどこまでできるかによって、利用者を増やすことも可能なのかなと思っていますので、そういった意味も併せての検証になりますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 令和7年度に仮にデマンド乗合いタクシー導入するということになると、ここが聞きたいのですけれども、今御陵地区と上志比地区に限定で施行していますよね。この本格導入になった場合に、いわゆる近所タクシーとこの御陵地区、上志比地区をやっている以外の地区、すなわち旧の松岡と永平寺中地区ですか、ここはどうなるのでしょうか。対象エリアになるのですか、それともそこは除いてということになるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 現状のほうは、そこは除いて御陵地区、上志比地区を対象にさせていただきたいと考えております。

また、中地区につきましては、また今後の状況にもよりますので、今のところ事業者さんもやはりタクシーのドライバーというのですかね、その確保に苦慮されているところもございます。そこもありますので、今現状としては、御陵地区、上志比地区を先行してさせていただくと今考えております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 試行の今2か月を見ているわけですが、多分登録者数がこれだけいるので、多分なかなか周知するのに時間かかるのかなと、こういうものは。実際には今の生活から取り入れてやるものですから、生活パターンも違いますから、なかなか便利というのは使って初めて分かるころだろうと思います。

ぜひ、この登録した人に、あと1か月ですけれどもどうアプローチしていくのか、考えたほうがもう少し利用すると非常にいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 議員さんおっしゃるとおりで、今登録した方にアンケートも含めてこの期間まだやっていますので、皆さん乗ってくださいとご通知を出しております。それで乗っていただきたいという、またお声をいただきたいということで勧奨を今行っているという状況でございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） お隣、坂井市でご存じだろうと思うのですが、イータクという乗合タクシー、2023年1月に導入しておりますけれども、タクシー会社2社で8台の車を運用して、市内全域をカバーしているということであります。停留所を769か所で、令和6年4月以降1日平均利用者は100人を超え

るということで、既にコミュニティバスの代わりの交通手段として成り立っているということであります。

料金は一般５００円、６５歳以上３００円、小・中・高生３００円と一般の人でも利用して構わないということになっているわけです。ぜひ、お隣の市ですけれども成功事例があるので、それに学んでいただきたいと思うわけです。当然ご存じだろうと思うのですが。

ただ、１２月の答弁の中で公共交通計画の中で嶺北エリアでの交通計画に入っているということで、町単独のはしないということでありました。このそのときの答弁の中で、いわゆる嶺北のところで広域でデマンドをというのも、話題に出ているということでありましたが、現実的にはこれ具体的に協議になっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 広域のデマンド化につきましては、福祉中心になって開催されています、福井マース協議会というのがあります。その中で協議がありました。各市町がそれぞれの制度で別々のシステムを今導入しております。

そういうこともありまして、広域で統一してシステムを運用しようというお話があったのですが、その中で現時点ではメリットが少ないのではないかなという結論に至っております。今後そのタイミングを見て再度協議をするということで、来年度については広域のそのデマンド協議というのは見送られているという形になります。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○９番（滝波登喜男君） 大分進んでいるのかなと思ひまして僕も調べたのですが、滋賀県の彦根で周辺の自治体と広域でやっているということを目にしているのですが、そうなったら町外にも行けるということで、またいいのかなと思いますけれども、そうなりますと私鉄とかほかの公共交通機関に影響があるのかなという懸念もあるので、どちらがいいのか少し分かりませんが、まずもってこの施行十分意義あるものにしていただいて、将来永平寺町全域でぜひこういうデマンドというのをやっていただけたらと思います。

高齢者ね、免許返納の話もありましたけれども、かなり高齢者の方が運転していると。高齢者の方がよく最近運転をされているのを見かけるので、やはりこういう制度があつて免許返納していただくといいのかなと思います。お願いいたします。

続いての質問に移りたいと思います。

空き家等対策計画ということでありますけれども、総務省の統計によると2023年10月時点で、空き家は全国900万戸で住宅総数を占める割合、いわゆる空き家率は13.8%でありました。福井県では、空き家数5万2,700戸、空き家率は15.5%となり、全国でも27位であったと統計では出ております。

本町では2024年、空き家数は362戸で、空き家率は5.68%と全国及び福井県よりもかなり低い数値になっているのですが、この数字って捉え方に違いがあるということはないですよ。数字がえらい小さいなと思うのですけれども、これ各市町が出している空き家の数からこうなっているのでしょうかとは思いますが、その各市町の取り方が違うとかってそんなことあるのですか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家の戸数につきましては調査されている数字だと思っておりますけれども、その母数となるところで世帯の数と捉えるか、その建物の戸数として捉えるかによって差があるとは聞いております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 分かりました。これが今の時点での正確な数字として質問させていただきます。

そんな背景の中で、このたび令和2年3月に策定されました、永平寺町空き家等対策計画の改正がなされました。今回は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正があったこともあり、改正になったということでもあります。

まず、この中で空き家の区分の名称が幾つも出てきます。その種別の意味と該当する空き家数を分かったら教えていただきたいなと思います。すなわち新しい言葉で管理不全空き家ということと、特定空き家、そして危険空き家に老朽空き家、準老朽空き家といういろいろ出ているのですが、これがこのうちの町で言いますと、先ほど言いました362戸をそれぞれ今の五つですか、五つの分類に分けられる、そういう分類の仕方になっているのか、それとも重複して、例えば危険空き家というのは何と何を重複して言っているのかということが多分あるのだらうなと思うのですけれども、非常に言葉が幾つも出てくるので分かり難いという感じです。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家特措法で定義付けされていますのが、老朽度の高いほうから特定空き家と管理不全空き家の二つでございます。

特定空き家というのは、そのまま放置すれば倒壊等危険となる恐れのある状態の空き家のことを指します。管理不全空き家といいますのは、そのまま放置すれば、特定空き家になる恐れのある状態の空き家のことを指します。その二つでございます。

今委員おっしゃいました老朽空き家、準老朽空き家につきましては、永平寺町空き家等解体撤去事業補助金の対象として、空き家等対策検討委員会で認定する場合の補助金の区分として定義しているものでございます。老朽の高いほうから老朽空き家、準老朽空き家となっております。

この二つを空き家特措法の特定空き家、管理不全空き家で表現をしようとしたら、老朽空き家というのは特定空き家、管理する空き家に相当する空き家のこととなります。準老朽空き家は、管理不全空き家に相当する空き家のこととなります。

そして、危険空き家の件ですが、空き家等対策計画の中で過去の空き家確認調査の結果集計表及び図のところで記載をしております。

こちらは毎年区長様に依頼して実施している、空き家調査の結果を踏まえまして、職員が現地を確認した空き家のことを指しております。

今後は危険空き家というものを、危険な空き家という表現に改めまして、特定空き家、管理不全空き家に相当する空き家の総称として用いることとします。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ありがとうございます。そうしますと、先ほどから出ています362戸をその分類で分けると、どうなるのかなということ。それと同時に、今年度6年度に空き家の現状を専門業者に実態調査の依頼をいたしました。そのときに空き家を4段階に区分して判定しているとなっております。

29戸という特定空き家ですか。危険空き家なのかな、それも分からないですけども、という話は聞いているのですけれども、その辺も併せてご説明いただけますか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 実態調査のほうから説明させていただきます。

実態調査といいますのは、外観目視によって構造の健全性を調査するものでございます。今議員おっしゃるとおり四つの区分に分けて判定をしております。AからDの四つの区分ですけども、Aというのは、そのまま使用可能な空き家。Bは若干の修繕が必要な空き家。Cがかなりの修繕が必要な空き家、Dが腐朽して

危険な空き家、腐って危険な空き家の四つのランクです。

調査の結果として、調査対象を362戸としておりましたが、調査の段階で、既に解体済みでしたり、使用している空き家がございまして、362戸のうち、331件についてこの評価をしております。

その内訳を申しますと、Aは72件、Bが121件、Cが109件、Dが29件になります。29件といいますのが、空き家の対策計画の中で、今後令和7年から12年の5年間にかけて除却するものの根拠として、29件のうち2割を目標としている根拠となる数字となっております。その29件のうち特定空き家が1件、管理不全空き家が28件になります。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ありがとうございます。大分見えてきました。

そうしますと、この調査で29件、いわゆるD判定で特定空き家1件と、不管理空き家28件ですけれども、これをこの計画ではこの29件を5年間で2割削減するとなっております。

ただ、果たしてこの2割でいいのかどうかというのは、非常に疑問ですけれども、いわゆる総称としては危険空き家という位置づけになるのならば、これ2割では少な過ぎるのではないかなんかと思いがあるわけです。

今回の積雪で家屋が倒壊したということも、本町で現実的にはあるわけですので、29軒危険であるならば、できるだけ早く解体すべきだと思うわけですが、そう簡単にはいかない理由が多分あるのだらうと思うので、そこを少し教えていただけますか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 防災安全課のほうでは、そういった解体の補助金絡みで業務をしておりますので、私のほうからそういったお答えをさせていただきます。

2割というのは、今までの業務というか実績もありますし、大体こういった先ほど言ったDランクというのを見ますと、大体所有者の方が町内にいらっしゃる場合が多くて、そういった方々の住所を調べるとか、所有者の調べに大変時間を要します。

そして、またせっかく分かったのですが、連絡・通知を送っていますが、いやそんなうち知らないとか、いやもう戻るつもりないから放置するとか、そういった地域に住んでいらっしゃるの、なかなかそういった私らとコミュニ

ケーションが取れないっていうか、説明できないところがありまして、2割をもう最大の目標としてやっていきたいというところで、2割とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと他の自治体の話をしますけれども、特定空き家三十数戸、管理不全空き家1,000戸を持っている山口県の下関市であります。担当者は危険な空き家の処分は、行政がやるべきだという意見もありますが、そのような対応も必要ですが、一方的に処分しても納得してもらえないばかりか、かかった費用を回収できないことも考えられると。所有者から事情を聴き、現状を伝え、どう動いてもらうかが大事であると言われ、現場に行き、所有者に会いにいき、こちらの要望を伝えつつ、相手の状況や思いを聞くことから始めているそうです。

本町も29軒、所有者分かっているのでしょうか。そして、その中でなかなか難しいの方を差し引くと、どれくらいこれ5年間で対応できる件数になるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 所有者が分かっているというのは、所有者が分からないのも、相続放棄されているとか、そういったことも含めてでは、全て分かっています、まだ最後のそういったその調査まで行っているところがないのもあります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今こういう相続のところでは必ず登記するというのは、義務化になりましたよね。

相続放棄もなかなかすぐやらなければ難しいと聞いたというか、調べるとそうなっているのですけれども、それでもなかなか分からない部分もあるということですか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 登記の義務化は、最近ですよ。やはりその前からの案件があるので、分からないというところが実情です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） じゃあ、分かっている部分で対象になり得る29分の幾つ

ぐらいありますか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） すみません。今外部だけ見て、今29軒ということ
を今聞いていますし、実際今更新というか、計画を新しくして29軒ということ
で、それ以前のデータもこっちで持っていますので、その辺を合わせてそこを今
精査して、また新しく分からないところが出てきたらやっていきますすみませ
ん、29軒のどれがというのは、ちょっと今把握しておりません。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） この特定空き家に危険空き家といいますか、危険空き家と
いうのは、周辺の住民も非常に心配するところでありまして、これは全て行政の
責任やということではありませんけれども、当然所有者の責任であります。先
ほど言いましたとおり、いろんな自治体苦慮しているところでありまして、多分
この下関とかあるところの小さい町なんかも、担当者がかなり苦労はしています
けれども、もうあるところでは毎月のように電話をかけながら、ご意向を聞きな
がら、かなり寄り添いながらこれ解決に向かわせているという実情があるみたい
ですが、それほど根気のいる仕事なのだろうなと思っているのですけれども、で
もそれをやらなければ、なかなか解体までは持っていけないのではないかなと思
うのですけれども、ぜひ防災課長の腕の見せどころかなとは思っているのですが、
どうでしょう。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） ありがとうございます。応援よろしくをお願いします。

今のこういったDランクの案件もあるのでありますが、本町ではそれに付随す
るような、実際には所有者の方から壊したいので補助事業というのを毎年10件
程度行っています。今3月に入りまして、雪の具合もありまして、もう2件ほど
問合せがあります。

そういったこともありまして、そういったあくまでもこういった空き家の取壊
しは、所有者の方がというのは、議員おっしゃったとおり大前提でございますの
で、そういった方々のフォローじゃないですけども、そういった方々の対応もし
ながら、こういった難しい案件の方も対応していくということで、ご理解をお願
いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひ頑張ってくださいと思っています。

次に活用できる空き家ということで、先ほどありましたAランク、使用可能なのが72戸、Bランクが121戸、かなりというCは109個ということで、かなり大半331個の約300個は使用可能と判断できるのかなと。Cは難しいのかも分かりませんが、その活用議案についてであります、負の資産に思われがちですが、次の方に活用されるということになりますと、定住人口の増加になり、ある意味宝物とも言える存在ではないかなと思っております。

さて、空き家の利活用に有効な手だてが、空き家情報バンクであります。本計画書ではバンク登録数の過去の実数が載っておりました。平成19年から令和5年の17年間で76件のバンク登録がありまして、うち売買や賃貸の成約ができたのが55件、登録を辞退されたのが11件、残り10件の登録のままとなっております。

成約率は何と72%という非常に高い水準を示しています。ここ5年間でも34件も成約できているということから、バンクに登録することが空き家利活用が一番の近道ではないかなと、思わざるを得ませんのですが、しかしながら、17年間で76件の登録というのは、年間4.5件の登録ということで、非常に少ないように思われます。登録が進まない原因とか、あるいはそれに対する対策とかというのは何かあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 令和2年から令和6年2月末現在の数字だけ申し上げますと、バンク登録者が59件です。成約したのが42件です。平成19年からの数字の中でも、ここ5年間に登録されて集約された方の数が多くなっているような実情はございます。

今回、空き家の所有者の方に意向調査を行っておりまして、空き家の所有者の方の約半数が、当面は現状のままの意向であるということが分かっております。家族が住んでいたということで家に対する思い出があるなど、資金面の問題ですとか、手続の煩わしさから判断を先送りにしている消費者の方がいらっしゃいます。

実態調査でAランク、そのまま使用することが可能な空き家の72件につきましては、直接空き家・空き地情報バンク制度をお知らせしており、空き家無料相談会の参加を目指したりするなど、働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） おっしゃるとおり、この計画書の中でアンケートを実

施しております。回答率が27.3%ですから、どこだけ信憑性があるのかというはあるわけですが、統計的に言いますと、かなりの数空き家バンクに登録を希望しているのだろうと思います。

ちなみに数字を言いますと、空き家バンク登録を希望しているのが22%、無回答が70%ということですから、どうするかを決めかねているというふうに思われますし、今後の空き家の活用意向については23%が利活用を希望するものの、61%が当面は現状のまま、あるいは分からない、今後どうするか決まっていないということでありました。

また、必要だと思う支援については、65%が利活用に対するアドバイスをと答えているわけです。

というふうにアンケートの結果から見ますと、当面どうするかというのは、あまり自分事なんやけれども、自分の事には切羽詰まっていないというところがあるのかなと思いますけれども、でも利活用を簡単にできますよというアドバイスがあったら、それに応じようかなというのも読めることができるのではないかなと思います。

今ほど利活用促進についてAランクの人ということではありますが、もう少し広めてはどうかということと、それと働きかけ次第だろうと思うので、どれくらいの頻度で働きかけるかにも問題があるのですけれども、その辺どのように考えておられますか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） Bランク、Cランクで修繕が必要な空き家についてなんですが、先日空き家に関する意見交換会を実施しました。

その中で金融機関ですとか、不動産事業者さんですとか、集まって意見交換をしたのですが、その中で、空き家の価値を分かっていない方がいると。その空き家を売った場合に幾らになるのか、壊した場合に幾らになるのか、今回修繕が必要な場合なので、修繕したら幾らになるのか、その辺のかかる経費について合わせてお知らせをすれば、活用というのが進まないかというご意見がありました。

住居は、消費者の方の考えでも使えているので、そのマニュアル化して幾らぐらいってというのが、算出が難しい、精度を上げてお話は難しいですが、どれぐらい費用かかるかっていう、概算のものがつくれないか、専門家と相談しながら研究していきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） 多分この物件によってやっぱりかなり違うと思いますし、そういうことがあるとより身近になるのかなと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

次に、利活用の効果的な方法の一つとして、利用可能な空き家と移住希望者のマッチングツアーがあります。本件モデル事業で大野市の和泉地区、及び越前市白山地区でNPO法人ふるさと福井サポートセンターの支援を受けて、空き家の掘り起こしからツアーの実施まで試験的に取り組んでおられました。

和泉地区では県内外から6組8人が参加し、うち2組が移住につながったということですが、本町でも実施してはいただけるならその成果を、実施していないならその方向性も教えていただきたいです。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 当町では、移住のマッチングツアーというのは行っておりません。移住者の方が空き家バンクをご覧になって、数件内見をしたいというお話が年に数回ございます。

そういった場合に、我々職員とあと移住サポーターの方がいらっしゃるので、その方で空き家の内見をして、周辺の町の状況や、そういったことを説明するようなことをやっております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） ぜひ、そういうのを試してみたらどうかと思う。

ただ、この案内する空き家が幾つかなければいけないということなどあると思いますので、ぜひ利活用の効果的な方法の一つとして、考えていただけたらなと思います。

次に、空き家を出さない予防策というのも、この計画に載っているわけですが、啓発チラシの配布や住まいのエンディングノートの活用ということが掲載されておりました。このエンディングノートというのはどのようなもので、いつ配布するのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 住まいのエンディングノートといいますのは、放置空き家の発生を防ぐために、住宅を相続した方が判断しやすくなるよう、住宅・土地の情報を伝えるということや、あらかじめ家族で話し合うきっかけになることを目的としまして、令和6年6月に国土交通省が日本司法書士会連合会と全国空き家対策推進協議会と共同で作成して公表しております。

内容として、そのノートの中で家系図など、所有する不動産が何か、ローンなどの借入金があるかどうか。貴重な家財があるかどうかですとか、遺言書の作成の有無などの記載するものとなっております。

令和6年度では、健康長寿倶楽部の指導者の会がございまして、そのときにこのエンディングノートを配布させていただいております。

また、75歳の備えというイベントの中で、ブースを設けさせていただいて、エンディングノートの説明なども行っております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 新聞報道でありましたけれども、敦賀で美浜の事業所とともに司法書士が、空き家管理手帳というのをつくってございまして、空き家を放置し老朽化すると売却や譲渡が難しくなり、解体しか残る道はないということで、昨年4月にこの不動産登記が義務化されたことと同時に、この司法書士事務所ではこのノートを使って有効活用できているということではありますが、多分これと同じようなものでしょうね。要はこれを無料で配布して、そしてそれを有効的に活用するという手だてが、どこまでできるかどうかだろうと思いますけれども、始まったばかりなばかりなので、その効果は分かりませんが、期待するところがありましたらお願いします。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 高齢者の方にエンディングノートを配布させていただいて説明をしたのですが、そのときにおっしゃったことが、ご自身のうちのことではなくて、ご自身がお持ちの山ですとか、畑などの土地をどうするかというところをまず考えておりました。

今後エンディングノートにつきまして説明会等を重ねて、あらかじめ準備していくというところを浸透させていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 私の近所を見ても、次の世代がいらっしゃらない老夫婦家庭とかがたくさんございまして。多分、後々空き家になる可能性はあるなということで、ぜひこういうことも協力的にやっていただきたいと思いますと思っております。

最後に、空き家の対策方針の転換をしたところがあります。それは東京の世田谷区であります。令和3年に当区で行った調査では、5年前に把握した空き家の8割が既に売却や利活用されているにもかかわらず、空き家の総数があまり減っていなかったと。つまり、減少数等同程度の新しい空き家が発生したというこ

とです。今まで現地調査や所有者探しには手間がかかる。さらには、相続や売却は家族間の問題であるため行政が踏み込めず、一軒解決するのに数年かかることも珍しくない。要は、一度空き家になってしまうと解決には時間を要し、高齢化が進んでしまう。そこで、取組の方針を転換し、予防に力を入れるべきだと気づいたということです。

そこで、大きく変える三つの取組をされたということです。

1、何でも相談できる空き家専門窓口の開設。

2、福祉部門に協力を仰ぎ、民生委員を通じてこの相談専門窓口の案内チラシを配布する。

3 終活セミナーの開催や支援を行うとしています。

外部の力を借りながら、空き家を自分事として考えてもらえるような、取組をしていくと言われております。

本町も相談窓口を設置し、相談に力を入れていく計画にも書かれておりましたが、具体的にどれぐらいの頻度で相談会を開催し、あるいはそのメンバーというのはどのようになっていますか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 永寿支援課で行っております空き家の無料相談会は、令和6年度では2回実施をしております。

専門家としまして、不動産の事業者の方と建築士の方と司法書士会で、解体業の方に参加をしていただいております。

令和7年度におきましては、明けの発生を防ぐという意味で働きかけをしておりますので、3回予定をしております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） なかなか難しいと思いますけど、窓口がえい住支援課なら、そこへの相談というので、いつでもできる体制というのは変ですけども、いつでも応じるということができるといいかなと思います。

要は、多分相談行ったら、いい人に巡り合えたなという人間関係ができると、話が進む可能性もあると思います。ぜひ、そんなこともやっていただきながら、本町も必ず空き家というのは増えていきますので、その空き家を少しでも早期解決し、負の財産を宝の財産になるように、取り組んでいただきたいと思うわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私も不動産関係、金融の皆さんで健康長寿学校の空き家について自分たちが考えて、そういった皆さんの集まりでお話を聞かせていただきました。

いろいろ空き家の利活用の中で、はっと思ったことがありまして、家を壊すのにもお金がかかるのですが、家財を処分するのにもお金がかかる。空き家で貸したいと思っていても、なかなか家の家財があることによって、それ処分するのが大変だなとかそういうのも感じましたので、例えば空き家活動を成約できたら、そういう家財の処分には少し町が支援しますよとか、あと今金融商品でも、例えばその家を担保に改築をして、なくなったらまたそこで担保をお支払いするとか、いろいろ新しい金融商品が生まれてくる中で、町にも実はいろんな方々が寄附をしたいという話もたまに来るのです。これまでは断っていました。土地の管理ありますし、一時は越前市でどんどん受け付けますよ、公園にしますよという越前市だったかあれですけど、あったのですが、成りゆかなくなってきた止めているという状況ですが、これを金融と町とそういったことを、いただいた地面を有効に活用して宅地でできないかとか、それですと全部いただかないといけないのか、何か新しいそういうことをやりながら、廃屋というか、危険な空き家を生まないようにしていくとか、解体できないのを、そういったいただいたお金で解体して、こっちがまたどこかに販売するとか、そういった仕組みができないかといったお話もさせていただきましたので、これからそういう皆さんと話しすることによって、お互い何か気づくことがあって、それが課題ならここだよねというものもありましたので、引き続きまた空き家の登録をしてもらえれば成立率は高いですし、さっきの29軒危険な空き家が永平寺ありますが、これ実はずっと処分をしていただけなかったのが溜まってきてというがありまして、ひょっとしたらこれ増える可能性がまだ出てくるかなとも思っておりますが、何とかいろんな形で食い止めていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 本町は住みたいというニーズはかなりあるのだろうと思いますので、宅地化するのも一つですけれども、こういう利活用して住んでいただくということも、非常に有効的であろうと思います。

今の町長のお話もありましたとおり、何か私もそんなことできないかなと考えたこともありますので、ぜひ実現できるようにしていただけたらなと思います。

えい住支援課長さんにおかれましては、2年間ありがとうございました。いろ

いろいろ説明していただきまして。また、次の方にぜひ引き継いで、止まることなく事業推進できるように、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） よろしいですね。以上で、通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します

（午後 3時53分 休憩）

（午後 3時53分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月6日を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、明日、3月6日を休会といたします。

3月7日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 3時54分 延会）